

参考資料

1 主な支援制度一覧	P68
(1) 市の支援制度	
ア 地域活動全般(イベント、伝統・文化、祭り・スポーツなど)	
区の魅力と活力向上推進事業(補助金)	P68
“まるごと元気”地域コミュニティ活性化補助金	P69
ひと・まち広島未来づくりファンド(Hm ² :ふむふむ)	P70
ひろしまの地域福祉推進“チャレンジ応援”助成事業	P71
地域団体連携支援基金事業費助成金	P72
「協同労働」による地域での起業支援	P72
公園活用による地域コミュニティ活性化支援事業(小さなエリアマネジメント)	P73
エリアマネジメント活動計画認定制度(大きなエリアマネジメント)	P74
まちづくり活動に必要な物品の無償貸出し	P74
市民活動保険制度	P75
まちづくりアドバイザー等の派遣	P76
まちづくり市民交流プラザによる支援事業	P77
広島広域都市圏地域共通ポイント制度	P78
イ 拠点づくり	
集会施設整備事業	P79
地区社協活動拠点づくり応援助成事業	P79
地区社協活動拠点整備事業	P80
地区社協活動拠点活性化支援事業助成金	P80
空き家等を活用した活動・交流拠点認定制度	P81
ウ 広報	
「こむねっとひろしま」の提供・活用支援	P82
屋外掲示板設置補助事業	P82
エ 福祉・健康	
地域高齢者交流サロン運営事業補助金	P83
地域介護予防拠点整備促進事業	P83
認知症カフェ運営事業補助金	P84
住民主体型生活支援訪問サービス事業	P85
高齢者いきいき活動ポイント事業	P86
地域猫活動支援事業	P87
オ 子ども・青少年の健全育成	
地域のオープンスペースの運営支援	P88
ひとり親家庭等居場所づくり事業	P88
カ 景観・公園	
落書き防止に対する地域活動支援事業	P89
街区公園清掃等報奨金制度	P89
身近な公園再生事業	P90
街路灯設置・維持補修費補助事業	P90

参考資料

キ 環境・美化	
ごみステーションに係る貸与制度と補助金交付制度(“ごみ”ニティ活動支援事業)P91
クリーンボランティア支援事業P91
まちの美化に関する里親制度 P92
広島県河川清掃等支援業務 P92
花と緑のまちづくり地域活動促進事業 P93
ク 交通	
地域主体の乗合タクシー等導入・運行支援事業 P94
ケ 防災・防犯・交通安全	
防災まちづくり事業 P95
地域防犯カメラ設置補助制度 P96
「減らそう犯罪」推進事業(自主防犯パトロール隊への資機材の提供、貸出) P96
子どもの見守り活動シンボルマーク P96
コ 商店街・農林業	
商店街活性化事業費補助金(イベント主体型) P97
商店街等活性化支援アドバイザー派遣事業 P97
中山間地域等直接支払事業 P97
多面的機能支払交付金事業 P98
耕作放棄地再生・利用事業 P98
中山間地域自伐林業支援事業 P99
里山林再生整備事業P100
竹林整備推進事業P100
森づくり推進事業 P101
サ その他	
三世同居・近居支援事業P102
住宅団地における住替え促進事業P102
(2) 他機関の支援制度	
赤い羽根共同募金地域テーマ募金(社会福祉法人広島県共同募金会)P103
広島県子ども夢基金活動助成事業(公益財団法人ひろしま子ども夢財団)P103
公民館等活性化モデル事業(広島県公民館連合会)P104
休眠預金等活用事業(一般財団法人日本民間公益活動連携機構)P104
公益事業振興補助事業(公益財団法人JKA)P105
青少年健全育成関係市民活動支援(公益財団法人マツダ財団)P105
国内助成プログラム(公益財団法人トヨタ財団)P106
地域福祉チャレンジ活動助成(公益財団法人日本生命財団)P106
2 広島市地域コミュニティ活性化ビジョンの策定経過 P107
3 地域コミュニティ活性化に関する懇談会 委員名簿 P108
4 地域コミュニティ活性化に関する懇談会で挙げられた主な視点 P109

参考資料

1 主な支援制度一覧

(1) 市の支援制度

ア 地域活動全般(イベント、伝統・文化、祭り・スポーツなど)

制度名	概要	申請できる人	対象となる取組及び支援内容等	問合せ・申請先												
区の魅力と活力向上推進事業(補助金)	区役所が設定したテーマ等に基づいて主体的・継続的に行う取組に対して補助金を交付する。	3人以上で構成される団体(町内会・自治会等の地域団体、NPO法人、民間事業者など)	<p>【対象となる取組】 区役所が設定したテーマ等に基づいて主体的・継続的に行う取組</p> <p>※各区役所が設定したテーマ[令和3年度の例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都心にふさわしいにぎわいを創るまちづくり(中区) ・ おもてなしの心あふれるまちづくり(東区) ・ 陸と海の玄関の特色を生かした多くの人が訪れるにぎわいのあるまちづくり(南区) ・ 元気アップを目指したまちづくり(西区) ・ 地域愛を育み、みんなで魅力を生み出すまちづくり(安佐南区) ・ 都市圏北部の拠点として、活力にあふれるまちづくり(安佐北区) ・ ふれあいと文化の薫る交流のまちづくり(安芸区) ・ 自然と共生し、歴史・文化を体感できるまちづくり(佐伯区) <p>【補助金額】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補助年度</th> <th>補助率</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>初年度</td> <td>2/3</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>2年度目</td> <td>1/2</td> <td>70万円</td> </tr> <tr> <td>3年度目</td> <td>1/3</td> <td>35万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【申請時期】 2月頃に第1次募集を実施 ※予算状況に応じて追加募集あり。</p>	補助年度	補助率	限度額	初年度	2/3	100万円	2年度目	1/2	70万円	3年度目	1/3	35万円	<p>各区 地域起こし推進課</p> <p>中:504-2546 東:568-7704 南:250-8935 西:532-0927 安佐南:831-4926 安佐北:819-3904 安芸:821-4904 佐伯:943-9705</p> <p>(コミュニティ再生課)</p>
補助年度	補助率	限度額														
初年度	2/3	100万円														
2年度目	1/2	70万円														
3年度目	1/3	35万円														

※ 表中の問合せ・申請先欄の()内は、市の本庁元課です(以下同じ)。

参考資料

制度名	概要	申請できる人	対象となる取組及び支援内容等	問合せ・申請先																						
“まるごと元気”地域コミュニティ活性化補助金	地域コミュニティの活性化を図るため、新たに、主体的・継続的に行う取組に対して補助金を交付する。	町内会・自治会、子ども会又は地区社会福祉協議会	<p>【対象となる取組】 次の①～⑨に該当する取組(複数の取組を同時に申請することも可能)。1 団体各取組を1回だけ申請することができる(⑨の取組のみ申請後5年が経過した場合は、新たな申請を行うことができる)。</p> <p>①地域活性化プランの作成 ②空き家等を活用した住民間の交流拠点づくり ③空き地を活用した菜園・花壇づくり ④プラチナ世代・リタイア世代等の地域デビュー支援 ⑤交流拠点におけるネットスーパー利用の環境づくり ⑥住民勉強会の開催 ⑦他の地域等との交流を図る活動の実施 ⑧子どもたちの思い出づくりの取組 ⑨その他地域の活性化に資する地域独自の取組</p> <p>【補助金額】 ①及び②の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補助率</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10/10</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>③～⑨の取組〔補助期間 5年間〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補助年度</th> <th>補助率</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>初年度</td> <td>5/5</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>2年度目</td> <td>4/5</td> <td>8万円</td> </tr> <tr> <td>3年度目</td> <td>3/5</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>4年度目</td> <td>2/5</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td>5年度目</td> <td>1/5</td> <td>2万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【申請時期】 2月頃に第1次募集を実施 ※予算状況に応じて追加募集あり。</p>	補助率	限度額	10/10	50万円	補助年度	補助率	限度額	初年度	5/5	10万円	2年度目	4/5	8万円	3年度目	3/5	6万円	4年度目	2/5	4万円	5年度目	1/5	2万円	<p>各区 地域起こし推進課</p> <p>中:504-2546 東:568-7704 南:250-8935 西:532-0927 安佐南:831-4926 安佐北:819-3904 安芸:821-4904 佐伯:943-9705</p> <p>(コミュニティ再生課)</p>
補助率	限度額																									
10/10	50万円																									
補助年度	補助率	限度額																								
初年度	5/5	10万円																								
2年度目	4/5	8万円																								
3年度目	3/5	6万円																								
4年度目	2/5	4万円																								
5年度目	1/5	2万円																								

参考資料

制度名	概要	申請できる人	対象となる取組及び支援内容等	問合せ・申請先
<p>ひと・まち広島未来づくりファンド (Hm²:ふむふむ)</p>	<p>心豊かでいきいきとした市民社会づくりを目指すため、市民の自主的なまちづくり活動に対して助成金を交付する。学識経験者などで構成する運営委員会が、公開により助成先の審査・選考を行うとともに、運営に関する助言なども行い、まちづくり活動の支援や拡大を図る。</p>	<p>次の①②の要件をいずれも満たす団体</p>	<p>【助成部門】 ① 団体育成助成部門 助成対象: 設立後3年未満の団体 助成額: 1件当たり5万円を限度に総額50万円程度</p> <p>② まちづくり活動発展助成部門 助成対象: まちづくり活動をより積極的に展開しようとしている団体 助成額: 1件当たり50万円を限度に総額300万円程度</p> <p>【申請時期】 2月頃</p> <p>【助成対象期間】 申請年の4月から翌年3月までの1年間に実施される活動</p>	<p>公益財団法人 広島市文化財団ひと・まちネットワーク部 管理課</p> <p>541-5335</p> <p>(市民活動推進課)</p>

- ① 団体構成員の過半数が広島市民、又は団体の所在地が広島市にあること。
- ② 特定非営利活動促進法別表に掲げる活動で広島市のまちづくりにつながる活動を行い、かつ同法第2条に該当する団体(ただし、法人格の有無を問わず、任意のグループでも可)であること。

参考資料

制度名	概要	申請できる人	対象となる取組及び支援内容等	問合せ・申請先
<p>ひろしまの地域福祉推進“チャレンジ応援”助成事業</p>	<p>市民活動団体の福祉に関する先駆的・開発的なチャレンジを応援するもので、団体の仕組みづくりやその後の活動展開について、市社協が団体と共に考え、共に取り組み、連携して福祉課題の解決にあたり、もって、市域の福祉力向上を目指す。</p>	<p>広島市域の福祉向上を目指して活動する非営利活動団体で、次の条件を満たす団体</p>	<p>【対象となる取組】 ① 様々な地域の福祉課題解決に対する取組 ② 制度の狭間の福祉課題解決に対する取組 ③ その他既存の活動等において、充実強化を目指すもので、市社協会長が市域の福祉力向上に資するため助成を必要と認めた取組</p> <p>【助成部門】 A部門：団体の立上げ応援部門 新たな発想や視点を持つ団体の、立上げ及び初動期の基盤整備を応援する部門。概ね設立後3年以内の団体に限る。 ① 助成額：1 団体につき 30 万円を上限とした必要額 ② 件数：概ね2～4件程度(令和3年度募集) ③ その他：設立3年目まで継続して応募が可能</p> <p>B部門：先駆的・開発的取組の応援部門 既に基盤が整った団体による、先駆的・開発的な取組を応援する部門 ① 助成額：1 団体につき 30 万円を上限とした必要額 ② 件数：概ね8件程度(令和3年度募集) ③ その他：同一の取組(類似事業を含む)での応募は、継続して3回まで可能</p> <p>【申請時期】 4月頃</p>	<p>社会福祉法人 広島市社会福祉協議会 地域福祉推進課</p> <p>264-6403</p> <p>(地域共生社会推進課)</p>

① 規約を有し、自ら経理し、監査することができる会計機能を有すること。
 ② 団体の主たる事務所が広島市内にあること。
 ③ 団体の構成員を5名以上有し、会員・役員名簿の提出が可能であること。
 ④ 市社協との連携が可能であり、円滑なコミュニケーションがとれること。

参考資料

制度名	概要	申請できる人	対象となる取組及び支援内容等	問合せ・申請先
地域団体連携支援基金事業費助成金	<p>地区社会福祉協議会と各種地域団体が連携した地域課題の解決に向けた取組に対し、助成金を交付する。</p>	地区社会福祉協議会	<p>【対象となる取組】 地区社協と町内会・自治会等の地域団体が連携して行う、次のいずれにも該当する取組</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 地域課題の解決に資する取組 ② 申請する地区にとって新しい取組又は既存の取組を拡充・強化して行う取組 ③ 令和5年度末までに開始する取組 ④ 地区内の各種地域団体の意見を踏まえて行う取組 <p>【助成金額】 1地区社協当たり50万円(限度額)</p> <p>【申請時期】 3月1日～12月28日</p>	<p>各区 社会福祉協議会</p> <p>中:249-3114 東:263-8443 南:251-0525 西:294-0104 安佐南:831-5011 安佐北:814-0811 安芸:821-2501 佐伯:921-3113</p> <p>(地域共生社会推進課)</p>
「協同労働」による地域での起業支援	<p>「協同労働(※)」の仕組みを活用して地域課題の解決に取り組む高齢者を中心としたプロジェクトの立上げ等を支援する。</p> <p>※「協同労働」…働く意欲のある人々が集い、みんなで出資して経営に参画し、人と地域に役立つ仕事に取り組む働き方</p>	構成員が4名以上で、うち半数以上が60歳以上である、協同労働の仕組みを活用した団体	<p>【支援内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① コーディネーターによる支援 専門のコーディネーターが、勉強会の開催や事業計画の作成、個別相談対応等により、事業の立上げから立上げ後のフォローアップまで全面的に支援する。 ② 立上げ経費の補助 事業の立上げの目途が立った団体に対して、立上げに要する経費の一部を補助する。 ア 補助内容:補助率1/2(上限100万円) イ 補助金交付要件 <ul style="list-style-type: none"> ・ 構成員が4名以上で、うち半数以上が60歳以上であること。 ・ 地域の課題に取り組む、地域の活性化につながる事業であること。 ・ 事業の継続に必要な収益が見込まれること。 <p>【申請時期】 8月及び12月</p>	<p>「協同労働」プラットフォーム [らぼーろ ひろしま]</p> <p>554-4400 ※委託業者</p> <p>(雇用推進課)</p>

参考資料

制度名	概要	申請できる人	対象となる取組及び支援内容等				問合せ・申請先	
公園活用による地域コミュニティ活性化支援事業(小さなエリアマネジメント)	住民主体のにぎわいづくりの活性化や地域活動の財源確保のため、町内会・自治会等が、身近な街区公園等で物品販売等を主目的とする営利活動などを行う場合、公園の利用方法に係る規制を緩和する(この活動にかかる公園使用料等は免除)。	①単位町内会・自治会 ②連合町内会又は地区社会福祉協議会 ③公益的活動を行うことを目的とし、かつ上記①②のいずれかの団体が構成員として加わる地域団体	【制度内容】				各区 地域起こし推進課 中:504-2546 東:568-7704 南:250-8935 西:532-0927 安佐南:831-4926 安佐北:819-3904 安芸:821-4904 佐伯:943-9705 各区 維持管理課 中:504-2577 東:568-7739 南:250-8956 西:532-0946 安佐南:831-4948 安佐北:819-3942 安芸:821-4921 佐伯:943-9738 (コミュニティ再生課、緑政課)	
			規制緩和の内容	②物品販売等を主目的とする営利活動の実施	①自動販売機の設置(清涼飲料自動販売機に限る。)	③公園施設設置・管理許可		
			対象施設	街区公園、近隣公園、地区公園及び緑地				
			<ul style="list-style-type: none"> 本制度により町内会等が得る収益の全てを、申請者である町内会等の活動費に充てること。 活動の一部に企業活動を含む場合や、近隣に音・におい・振動等の影響が発生しうる場合は、近隣・地域住民の同意を得ていること。 					
申請要件		維持管理実績の 対象施設の	なし	対象施設の公園清掃等報奨金制度利用団体又は指定管理者	対象施設の指定管理者			
申請要件		イベントの活動実績 にぎわいの活動実績	なし	前年度中ににぎわいづくりイベントを2回以上実施している。				
【申請時期】 随時								

参考資料

制度名	概要	申請できる人	対象となる取組及び支援内容等	問合せ・申請先
エリアマネジメント活動計画認定制度(大きなエリアマネジメント)	エリアマネジメントの活動範囲・活動目的や目標・組織体制・取組内容・収支計画等を記載した「エリアマネジメント活動計画」を、審査会において公益性、必要性、事業効果、実行性、継続性、妥当性を有し、適切なものであるか審査・認定し、支援する。	エリアマネジメント団体	<p>【主な認定要件】 エリアマネジメントのうち、次のいずれにも該当するもの。 ① 主たる活動目的が、来訪者を呼び込むことによるにぎわいづくりにより地域の持続的な活性化を図るものであるもの ② 対象地域が、都市機能の集積する地区、拠点性を持つ地区その他市長が特に重要と認める地区であるもの ③ エリアマネジメント団体が、活動対象地域内の住民団体、事業者、各種関係団体等の幅広い団体等で構成され、かつ、地域を代表する組織として地域住民等に認知されたものであるもの ④ 公共施設等を活用した活動を行い、エリアマネジメントの財源を確保しようとするものであるもの ⑤ 活動内容が、にぎわいづくり、環境維持及び情報発信の全てを含む多様なものであり、かつ、当該活動を継続して行うものであるもの</p> <p>【支援内容】 活動計画の認定後、公共施設等を有効活用(例:にぎわいづくりの実施、営利活動による財源確保等)する際に支障となる規制を特例的に緩和する。 注:具体的な緩和内容については、各施設の所管課との個別の協議が必要</p> <p>【申請時期】 随時</p>	企画総務局 地域活性化調整部 コミュニティ再生課 504-2125 各施設の所管課
まちづくり活動に必要な物品の無償貸出し	まちづくり活動に必要な物品を貸し出す。	3人以上で構成される団体	<p>【支援内容】 ① 貸出期間:1週間以内 ② 貸出料:無料 ③ 貸出物品:テント、プロジェクター・スクリーン、ランプ・マイクセット、ハンズフリー拡声器など</p> <p>【申請時期】 随時</p>	各区 まちづくり支援センター[各区地域起こし推進課内] 中:504-2546 東:568-7704 南:250-8935 西:532-0927 安佐南:831-4926 安佐北:819-3905 安芸:821-4905 佐伯:943-9705

参考資料

制度名	概要	申請できる人	対象となる取組及び支援内容等	問合せ・申請先																
市民活動 保険制度	地域社会(コミュニティ)に関する活動などの活動中に事故にあった場合、補償金が給付される(保険料の負担・事前の登録は不要)。	市民活動団体等に属し、市民活動を行う方(広島市民又は市民活動の本拠地が広島市内にある市外居住者)	<p>【対象活動例】</p> <p>① 地域社会(コミュニティ)に関する活動(地域清掃活動、地域主体のお祭り、平時の地域防犯・防災・防火活動、交通安全運動など)</p> <p>② 社会福祉に関する活動</p> <p>③ 保健医療に関する活動</p> <p>④ 環境保全に関する活動</p> <p>⑤ 教育・文化・スポーツに関する活動</p> <p>⑥ 国際交流・協力に関する活動</p> <p>⑦ 自主防災に関する活動</p> <p>⑧ その他(平和の推進、消費者保護、人権擁護、男女共同参画社会の形成に関する活動など)</p> <p>【補償内容】</p> <p>① 傷害</p> <table border="1" data-bbox="639 860 1267 1032"> <thead> <tr> <th>事故の種類</th> <th>支払金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>死亡</td> <td>700万円</td> </tr> <tr> <td>後遺障害</td> <td>21～700万円</td> </tr> <tr> <td>入院・通院</td> <td>1日につき入院 3,000円、通院 2,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 賠償責任</p> <table border="1" data-bbox="639 1066 1267 1238"> <thead> <tr> <th>賠償の種類</th> <th>支払限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>身体賠償</td> <td>1名につき1億円まで、1事故につき2億円まで</td> </tr> <tr> <td>財物賠償</td> <td>1事故につき1億円まで</td> </tr> <tr> <td>保管物賠償</td> <td>1事故につき300万円まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>【事故発生時の手続き】 事故後、団体の責任者が、速やかに最寄りの区役所地域起こし推進課もしくは市民活動推進課に事故内容を連絡し、所定の事故報告書を事故発生日を含めて30日以内に提出する。</p> <p>【申請時期】 随時</p>	事故の種類	支払金額	死亡	700万円	後遺障害	21～700万円	入院・通院	1日につき入院 3,000円、通院 2,000円	賠償の種類	支払限度額	身体賠償	1名につき1億円まで、1事故につき2億円まで	財物賠償	1事故につき1億円まで	保管物賠償	1事故につき300万円まで	<p>各区 地域起こし推進課</p> <p>中:504-2546 東:568-7704 南:250-8935 西:532-0927 安佐南:831-4926 安佐北:819-3904 安芸:821-4904 佐伯:943-9705</p> <p>市民局 市民活動推進課</p> <p>504-2113</p>
事故の種類	支払金額																			
死亡	700万円																			
後遺障害	21～700万円																			
入院・通院	1日につき入院 3,000円、通院 2,000円																			
賠償の種類	支払限度額																			
身体賠償	1名につき1億円まで、1事故につき2億円まで																			
財物賠償	1事故につき1億円まで																			
保管物賠償	1事故につき300万円まで																			

参考資料

制度名	概要	申請できる人	対象となる取組及び支援内容等	問合せ・申請先														
まちづくりアドバイザー等の派遣	「広島市まちづくり要綱」に基づき、街並みのルールづくりなど地域のまちづくり活動に取り組んでいる地区へ、まちづくりの初動期から活動期、達成期に応じた、アドバイザー派遣、コンサルタント派遣、活動費助成などの支援を行う。	住民等（まちづくりの対象区域内の居住者、事業者及び土地又は家屋の所有者）	【支援内容】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>段階</th> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">初動期</td> <td rowspan="2">組織づくり</td> <td>①市職員の出前講座 住民からの要請に応じて、出前講座を行う。</td> </tr> <tr> <td>②アドバイザー派遣 アドバイザーとは、建設コンサルタントや建築設計事務所の技術者、大学の教員など、幅広い分野の専門家 1次派遣:3回を限度 2次派遣:1年度以内で3回を限度 派遣費用:1年度につき20万円を限度</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">活動期</td> <td rowspan="2">計画づくり</td> <td>③コンサルタント派遣 コンサルタントとは、まちづくり計画の作成を助ける専門職を有する民間の企業、団体 派遣期間:2年度を限度 派遣費用:1年度につき150万円を限度</td> </tr> <tr> <td>④活動費助成 助成期間: コンサルタント派遣時2年間とその後の活動期3年間のあわせて5年間を限度 助成費用: 1年度につき10万円以内、かつ、助成対象経費の2分の1以内 限度額:10万円×5年=50万円</td> </tr> <tr> <td>達成期</td> <td>ルールづくり</td> <td>④活動費助成 活動費とは、パンフレット作成費、会場使用料、賃借料、視察経費、会議資料作成費、活動団体運営事務費など</td> </tr> </tbody> </table>	段階	区分	内容	初動期	組織づくり	①市職員の出前講座 住民からの要請に応じて、出前講座を行う。	②アドバイザー派遣 アドバイザーとは、建設コンサルタントや建築設計事務所の技術者、大学の教員など、幅広い分野の専門家 1次派遣:3回を限度 2次派遣:1年度以内で3回を限度 派遣費用:1年度につき20万円を限度	活動期	計画づくり	③コンサルタント派遣 コンサルタントとは、まちづくり計画の作成を助ける専門職を有する民間の企業、団体 派遣期間:2年度を限度 派遣費用:1年度につき150万円を限度	④活動費助成 助成期間: コンサルタント派遣時2年間とその後の活動期3年間のあわせて5年間を限度 助成費用: 1年度につき10万円以内、かつ、助成対象経費の2分の1以内 限度額:10万円×5年=50万円	達成期	ルールづくり	④活動費助成 活動費とは、パンフレット作成費、会場使用料、賃借料、視察経費、会議資料作成費、活動団体運営事務費など	企画総務局 地域活性化調整部 コミュニティ再生課 504-2125
			段階	区分	内容													
初動期	組織づくり	①市職員の出前講座 住民からの要請に応じて、出前講座を行う。																
		②アドバイザー派遣 アドバイザーとは、建設コンサルタントや建築設計事務所の技術者、大学の教員など、幅広い分野の専門家 1次派遣:3回を限度 2次派遣:1年度以内で3回を限度 派遣費用:1年度につき20万円を限度																
活動期	計画づくり	③コンサルタント派遣 コンサルタントとは、まちづくり計画の作成を助ける専門職を有する民間の企業、団体 派遣期間:2年度を限度 派遣費用:1年度につき150万円を限度																
		④活動費助成 助成期間: コンサルタント派遣時2年間とその後の活動期3年間のあわせて5年間を限度 助成費用: 1年度につき10万円以内、かつ、助成対象経費の2分の1以内 限度額:10万円×5年=50万円																
達成期	ルールづくり	④活動費助成 活動費とは、パンフレット作成費、会場使用料、賃借料、視察経費、会議資料作成費、活動団体運営事務費など																
【申請時期】 随時																		

参考資料

制度名	概要	申請できる人	対象となる取組及び支援内容等			問合せ・申請先
まちづくり市民交流プラザによる支援事業	まちづくり活動の総合的な支援を行う。	住民等(まちづくりボランティア人材バンクにおける登録者の紹介、斡旋は団体・グループのみ)	【支援内容】			公益財団法人 広島市文化財団 広島市まちづくり市民交流プラザ 545-3911 (市民活動推進課)
			事業名	内容	時期	
			まちづくりボランティア人材バンク	仕事や趣味を通じて得た技術、特技、資格などを有する者を登録し、市民活動団体等の依頼に応じて、登録者の紹介、斡旋の実施	4月～3月	
			相談・コーディネート事業	生涯学習や、市民活動・ボランティアに関する講演会と個別相談を実施するとともに、情報交換、交流の場を提供	4月～3月	
			市民活動人材育成講座	市民活動を推進するリーダーや実践者として必要な知識や最新の技術を専門的に学習する機会を提供し、積極的に市民活動の推進に向けて行動する人材(リーダー)を育成	5月～3月 (全20回)	
			はじめての市民活動・ボランティア体験講座	これから市民活動やボランティアを始めたいという市民を対象に、市民活動団体やボランティア団体と連携した、現場見学や活動体験できる講座を開催	7月～11月 (全6回)	
			市民活動団体運営支援講座	市民活動を継続していく上で必要な組織運営や資金運用、全国的・最新の市民活動の情報についての学習機会を提供し、市民活動団体を育成	9月～2月 (全8回)	
まちづくり企画・運営ボランティア養成講座	市民活動やボランティア活動に役立つ、イベントや事業の企画・運営について学習する機会を提供。地域や団体の企画・運営力強化と活動の活性化を図るとともに、プラザのイベントの企画・運営への参画も促し、施設ボランティアを育成	7月～10月 (全4回)				

参考資料

制度名	概要	申請できる人	対象となる取組及び支援内容等	問合せ・申請先
<p>広島広域都市圏地域共通ポイント制度</p>	<p>広島広域都市圏内の加盟店での買い物や、地域でのイベント又はボランティア活動への参加などでポイントを貯めることができ、貯めたポイントは加盟店での買い物や、圏域ならではの商品等が当たる抽選への応募などに使うことができる地域共通ポイント制度を運用する。</p>	<p>ポイントを発行するイベント主催者、町内会、ボランティア団体等</p>	<p>【制度内容】 本制度を活用してイベント参加者やボランティア活動参加者にポイントを発行することで、イベントへの誘客やボランティア活動への参加促進を図る。</p> <p>○対象となる取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域でのイベントの実施 ・ 地域でのボランティア活動の実施 <p>○ポイントの特徴</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1ポイント1円に換算する。 ・ 広島広域都市圏 25市・町内で、加盟店・行政・企業・公益的団体といった多様な主体が同じポイントを発行する。 ・ 専用のカードを持たず、圏域内の買い物、イベント参加、ボランティア活動などでスマートフォンアプリ等にポイントを貯めることができる。 ・ 貯めたポイントは圏域内の加盟店での買い物、圏域ならではの商品やサービスが当たる抽選への応募や公益的な活動団体等への寄附等に利用できる。 <p>○必要経費について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ポイント発行原資(1ポイント1円) ・ ポイント発行手数料(ポイント発行数に応じて設定。) <p>【申請時期】 随時</p>	<p>広島広域都市圏ポイント運営事務局</p> <p>0570-783-671</p> <p>(経済企画課)</p>

参考資料

イ 拠点づくり

制度名	概要	申請できる人	対象となる取組及び支援内容等	問合せ・申請先						
集会施設整備事業	地域のコミュニティづくりを推進するため、住民組織自らが集会施設を整備しようとする場合に、当該整備事業に要する費用の一部を補助する。	概ね30世帯以上で形成された住民組織(町内会・自治会など)等	<p>【対象事業】 広島市が設置した集会所から、概ね300m以上隔てた場所で行う集会施設の整備が対象。 ※ 集会施設は、延床面積が原則30㎡以上で、少なくとも湯沸場、便所の設備が必要。また、集会施設の敷地は住民組織において、事前の確保が必要。なお、3㎡未満の増築や、20万円未満の改修等は補助の対象外 ※ 対象経費:集会施設の新築、購入、増築、改修及び初度備品買入に要する経費(敷地の確保の経費等を除く)</p> <p>【補助金額】 「対象経費の2分の1に相当する額」と次のいずれか低い方の額が限度となる。</p> <table border="1"> <tr> <td>新築・購入</td> <td>500万円(ただし、初度備品買入の補助を希望する場合は450万円)</td> </tr> <tr> <td>増築・改修</td> <td>270万円</td> </tr> <tr> <td>初度備品買入れ</td> <td>50万円</td> </tr> </table> <p>【申請時期】 集会施設を整備する予定年度の前年度の8月末頃までに各区へ要相談</p>	新築・購入	500万円(ただし、初度備品買入の補助を希望する場合は450万円)	増築・改修	270万円	初度備品買入れ	50万円	各区 地域起こし推進課 中:504-2546 東:568-7705 南:250-8935 西:532-0927 安佐南:831-4926 安佐北:819-3905 安芸:821-4905 佐伯:943-9705 (市民活動推進課)
新築・購入	500万円(ただし、初度備品買入の補助を希望する場合は450万円)									
増築・改修	270万円									
初度備品買入れ	50万円									
地区社協活動拠点づくり応援助成事業	地区社協活動拠点の設置を促進することにより、地域福祉活動の活性化を図ることを目的として助成金を交付する。	地区社会福祉協議会	<p>【助成内容】 新規に活動拠点を整備する場合の整備費、活動機材等購入費(地区社協が移転する場合、現在の活動拠点に加えて新たに活動拠点を設置する場合を含む。) 上限100万円/1地区社協</p> <p>【申請時期】 4~12月頃</p>	社会福祉法人 広島市社会福祉協議会 地域福祉推進課 264-6403 (地域共生社会推進課)						

参考資料

制度名	概要	申請できる人	対象となる取組及び支援内容等	問合せ・申請先
地区社協活動拠点整備事業	地区社会福祉協議会の地域福祉活動基盤を整備するために、地区社協事務所をはじめとする機能を有する活動拠点を設置し、また内容の充実を図ることを目的として助成金を交付する。	地区社会福祉協議会	<p>【助成内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 活動拠点の開設日が週5日以上で、駐在者がおり、かつ下記の基本機能のうち3つ以上取り組んでいる場合、50,000円 活動拠点の開設日が週3日以上で、駐在者がおり、かつ下記の基本機能のうち2つ以上取り組んでいる場合、30,000円 活動拠点の開設日が週1日から2日で、駐在者がおり、かつ下記の基本機能のうち2つ以上取り組んでいる場合、15,000円 <p>【基本機能】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 事務作業を行う機能 ② ボランティアの登録や派遣を行う調整の機能 ③ 心配ごとや困りごと等の相談を受ける相談所としての機能 ④ 車いすの短期貸出しの窓口となる機能 <p>【申請時期】 10月頃</p>	<p>社会福祉法人 広島市社会福祉協議会 地域福祉推進課</p> <p>264-6403</p> <p>(地域共生社会推進課)</p>
地区社協活動拠点活性化支援事業助成金	地区社協活動拠点への常駐スタッフの配置を支援することにより、地区社協活動拠点を活性化させ、住民同士がつながりあい、住民の主体的な活動を広げ、様々な課題を解決していけるまちづくりを目指す。	地区社会福祉協議会	<p>【助成内容】 常駐スタッフへの謝礼金</p> <p>【補助金額】 1日につき 2,000 円を目安とする。 (配置日数×2,000 円 最大 48 万円/年)</p> <p>【申請時期】 前年度の 3 月 12 日まで(令和3年度実績)</p>	<p>社会福祉法人 広島市社会福祉協議会 地域福祉推進課</p> <p>264-6403</p> <p>(地域共生社会推進課)</p>

参考資料

制度名	概要	申請できる人	対象となる取組及び支援内容等	問合せ・申請先
空き家等を活用した活動・交流拠点認定制度	空き家等を地域住民の活動・交流の場として活用している場合に、継続した取組になるよう「活動・交流拠点」として認定し、支援する。	町内会・自治会、地区社会福祉協議会	<p>【主な認定要件】</p> <p>① 活用する空き家</p> <p>ア 家屋及びその敷地全部について、居住その他の使用がなされていないこと。</p> <p>イ 町内会等が所有者から無償で借り受けている、又は町内会等が所有していること。</p> <p>② 活動内容</p> <p>ア 地域住民の誰もが利用可能なこと。</p> <p>イ 月4回以上使用されていること。</p> <p>ウ 1月当たり延べ50人以上の利用があること。</p> <p>【支援内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 活動・交流拠点の運営等に関する情報の提供や助言 本制度による認定を受けた空き家等の家屋・土地の固定資産税及び都市計画税の減免 <p>【申請時期】 11月頃</p>	<p>各区 地域起こし推進課</p> <p>中:504-2546 東:568-7704 南:250-8935 西:532-0927 安佐南:831-4926 安佐北:819-3904 安芸:821-4904 佐伯:943-9705</p> <p>(コミュニティ再生課)</p>

参考資料

ウ 広報

制度名	概要	申請できる人	対象となる取組及び支援内容等	問合せ・申請先
「こむねっとひろしま」の提供・活用支援	町内会・自治会等の地域団体を対象に、ホームページを簡単に作成できるシステム「こむねっとひろしま」を提供し、地域のホームページの開設・運営を支援する。	(連合)町内会・自治会、地区社会福祉協議会	【支援内容】 <ul style="list-style-type: none"> ・ システムとサーバの提供 ・ ホームページを円滑に開設・運用するための技術的なサポート 【申請時期】 随時	市民局 市民活動推進課 504-2131
屋外掲示板設置補助事業	地域住民相互のコミュニケーションの増進を図るため、町内会・自治会が屋外掲示板を設置する場合、経費の一部を補助する。	町内会・自治会	【支援内容】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助率:1/2 ・ 補助限度額:脚付型 15,000 円、壁掛型 10,000 円 【申請時期】 4月から翌年1月末まで(予算の範囲内で先着順)	各区 地域起こし推進課 中:504-2546 東:568-7704 南:250-8935 西:532-0927 安佐南:831-4926 安佐北:819-3905 安芸:821-4905 佐伯:943-9705 (市民活動推進課)

参考資料

工 福祉・健康

制度名	概要	申請できる人	対象となる取組及び支援内容等	問合せ・申請先
地域高齢者交流サロン運営事業補助金	地域団体が実施している「ふれあい・いきいきサロン」などを活用し、高齢者の誰もが参加でき、介護予防に資する様々な「通いの場」の活性化を図るため、補助金を交付する。	サロンを実施する団体(町内会・自治会、地区社会福祉協議会、NPO法人、ボランティア団体など)	<p>【対象となるサロン活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者:地域の高齢者であれば誰でも参加可能 ・ 利用料:原則無料(食事代などの実費については利用者負担) ・ 活動内容等:原則月1回以上定期的に開催し、概ね10名以上の参加者がいること。 ・ 活動場所:申請団体において確保すること(集会所、公民館、民間施設等)。 <p>【補助金額】 1か所につき5万円 ※ 週1回以上、1回当たり概ね30分以上の運動を実施するサロンについては、地域介護予防拠点として5万円の上乗せ補助を申請することができる。</p> <p>【申請時期】 4月頃</p>	<p>各区 社会福祉協議会</p> <p>中:249-3114 東:263-8443 南:251-0525 西:294-0104 安佐南:831-5011 安佐北:814-0811 安芸:821-2501 佐伯:921-3113</p> <p>(高齢福祉課)</p>
地域介護予防拠点整備促進事業	地域高齢者交流サロンの取組に加えて、一定の要件を満たす「通いの場」(地域介護予防拠点)の地域での普及・定着を図るため、補助金を交付する。	地域高齢者交流サロン運営事業の補助対象として選定された実施団体のうち、一定の要件を満たす者	<p>【対象となる活動】 地域高齢者交流サロン運営事業の補助対象として選定された実施団体が、週1回以上、1回につき概ね30分以上の運動(いきいき百歳体操など)を実施していること。</p> <p>【補助金額】 1か所につき5万円 ※ サロン活動の補助に加えて上乗せ補助</p> <p>【申請時期】 4月 ※ 要件該当後随時受付</p>	<p>各区 社会福祉協議会</p> <p>中:249-3114 東:263-8443 南:251-0525 西:294-0104 安佐南:831-5011 安佐北:814-0811 安芸:821-2501 佐伯:921-3113</p> <p>(地域包括ケア推進課)</p>

参考資料

制度名	概要	申請できる人	対象となる取組及び支援内容等	問合せ・申請先												
<p>認知症カフェ運営事業補助金</p>	<p>認知症の人とその家族の孤立化防止や地域で認知症の人とその家族を支える体制づくりを促進するため、補助金を交付する。</p>	<p>認知症カフェを運営する医療法人、社会福祉法人、NPO 法人、株式会社、市民団体など</p>	<p>【対象となる活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> 毎月 1 回以上定期的に開催され、1 回あたりの活動時間が概ね3時間以上であること。 認知症の人とその家族、地域住民が気軽に参加できるオープンな雰囲気であること。 主な活動内容として、次の①から⑤に掲げる全ての取組を行うこと。 <ol style="list-style-type: none"> ① 認知症の人及びその家族等が安心して集い、交流する場の提供と交流の促進 ② 認知症の人及びその家族等からの相談に対する助言の実施 ③ 認知症に関する本市の施策や地域におけるサービスに関する情報提供 ④ 認知症に関する知識を深めるための講習会等の実施等 ⑤ 家族等の介護者の不安・負担を軽減するような取組 運営スタッフとして、毎回概ね 3 人以上が配置され、そのうち 1 人以上は、医療・介護福祉等の専門職で、認知症に関する専門的知識及び相談支援等の経験を有する者であること。 <p>【補助金額】(補助期間:5年間)</p> <table border="1" data-bbox="624 1137 1273 1406"> <thead> <tr> <th>交付年数</th> <th>補助率</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～3年目</td> <td>10/10</td> <td>30万円 (35万円)</td> </tr> <tr> <td>4年目</td> <td>2/3</td> <td>20万円 (23万3千円)</td> </tr> <tr> <td>5年目</td> <td>1/3</td> <td>10万円 (11万6千円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 「限度額」欄の上段は開催回数が月1～2回の場合で、下段(かっこ書き)は開催回数が月3回以上の場合の金額である。</p> <p>【申請時期】 4月</p>	交付年数	補助率	限度額	1～3年目	10/10	30万円 (35万円)	4年目	2/3	20万円 (23万3千円)	5年目	1/3	10万円 (11万6千円)	<p>健康福祉局 高齢福祉部 地域包括ケア推進課</p> <p>504-2648</p>
交付年数	補助率	限度額														
1～3年目	10/10	30万円 (35万円)														
4年目	2/3	20万円 (23万3千円)														
5年目	1/3	10万円 (11万6千円)														

参考資料

制度名	概要	申請できる人	対象となる取組及び支援内容等	問合せ・申請先
<p>住民主体型生活支援訪問サービス事業</p>	<p>要支援者及び事業対象者の居宅を訪問し、簡易な生活支援(ごみ出しや草むしり等)を提供する(「介護予防・日常生活支援総合事業」のサービスとして提供)地域団体等に対して補助金を交付する。</p>	<p>町内会・自治会、地区社会福祉協議会、ボランティア団体又はこれに類する団体</p>	<p>【対象となる取組】</p> <p>1号サービス 介護予防・日常生活支援総合事業の「訪問介護サービス(現行相当型)」「生活援助特化型訪問サービス(基準緩和型)」で提供する「生活援助」に相当するサービス <サービスの種類> ア 掃除(居室内やトイレ・卓上等の清掃、ゴミ出し) イ 洗濯(洗濯機又は手洗いによる洗濯、洗濯物の乾燥・取り入れ・収納、アイロンがけ) ウ ベッドメイク(利用者不在のベッドでのシーツ交換、布団カバーの交換等) エ 衣類の整理・被服の補修(夏・冬物等の入れ替え等、ボタン付け、破れの補修等) オ 一般的な調理、配下膳(配膳、後片付けのみ、一般的な調理) カ 買い物・薬の受け取り(日用品等の買い物(内容の確認、品物・釣り銭の確認を含む)、薬の受け取り)</p> <p>2号サービス 上記の1号サービス(生活援助)には当たらないが、要支援者等の生活支援のために提供することが適当なサービス <サービスの種類> ア 草むしり、花木の水やり、植木の剪定等の園芸 イ 犬の散歩等ペットの世話 ウ 家具・電気器具等の組み立て・移動・修繕・模様替え エ 大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ オ 室内外家屋の修理、ペンキ塗り カ 正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理 キ 書類・郵便物等の確認、手続きの助言 ク 新聞、書類等の代読、パソコン操作 ケ 散歩・買い物等外出時の付き添い コ 無償により自家用車を使用して行う送迎</p> <p>3号サービス 上記1号及び2号サービスに含まれないサービスで、実施団体が独自に提供することを市長が認めたもの</p> <p>【支援内容】 ① 住民主体型生活支援訪問サービスを提供する活動の運営に必要な費用 <u>20万円</u> (前年度から継続して実施している団体は、運営費上限が <u>10万円</u>となる。) ② 住民主体型生活支援訪問サービスの調整を行うボランティアコーディネーターの活動に対する謝礼金：<u>1千円/1日</u></p> <p>【申請時期】 ・ 7月、10月、1月</p>	<p>各区社会福祉協議会</p> <p>中:249-3114 東:263-8443 南:251-0525 西:294-0104 安佐南:831-5011 安佐北:814-0811 安芸:821-2501 佐伯:921-3113</p> <p>(高齢福祉課)</p>

制度名	概要	申請できる人	対象となる取組及び支援内容等	問合せ・申請先											
<p>高齢者いきいき活動ポイント事業</p>	<p>広島市内在住の65歳以上の高齢者が、自らの健康づくりや地域支援のために行う活動を奨励するため、活動実績に基づき付与されるポイント数に応じて、奨励金を支給する。</p>	<p><活動団体がポイントを付与する対象者> 9月1日に、広島市内に住所を有する65歳以上の高齢者(所得制限なし。また、重度障害者福祉タクシー利用助成を選択していない者に限り) <ポイントを付与する活動団体> 「地域の支え手になる活動」あるいは「自らの健康づくり・介護予防に取り組む活動」を行う団体(法人格の有無を問わない)</p>	<p>【ポイントの対象となる活動及びポイント数】</p> <table border="1" data-bbox="624 412 1267 1189"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="624 412 1206 450">① 地域の支え手になる活動</td> <td data-bbox="1206 412 1267 450"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="624 450 1206 904"> 次のボランティア活動(一部のみ掲載) ・ オープンスペース(乳幼児とその保護者が気軽に集い、遊べる場所(広島市が認めるもの))での子育て支援活動 ・ 介護施設等、保育園、障害者支援施設、児童福祉施設、医療機関での支援活動(清掃、配膳、洗濯、通園時の駐車誘導など) ・ 介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)における住民主体型生活支援訪問サービスの生活支援 ・ 総合事業として行う地域高齢者交流サロン(補助を受けて実施するもの)の世話人としての活動 など </td> <td data-bbox="1206 450 1267 904" style="text-align: center;">4 ポイント</td> </tr> <tr> <td data-bbox="624 904 1206 1070"> 上記以外のボランティア活動 (例:ふれあい・いきいきサロンの世話人(総合事業の補助を受けていないもの。)、町内や河川の清掃活動、児童の登下校の見守りなど) </td> <td data-bbox="1206 904 1267 1070" style="text-align: center;">2 ポイント</td> </tr> <tr> <td data-bbox="624 1070 1046 1108">② 健康診査・がん検診の受診等</td> <td data-bbox="1046 1070 1267 1108" style="text-align: center;">2 ポイント</td> </tr> <tr> <td data-bbox="624 1108 1046 1189">③ 自らの健康づくり・介護予防に取り組む活動</td> <td data-bbox="1046 1108 1267 1189" style="text-align: center;">1 ポイント</td> </tr> </table> <p>【奨励金の上限について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原則 10,000 円(100 ポイント)(1 ポイントは 100 円に換算) ・ 「要支援・要介護高齢者外出支援交通費助成」との併用者のうち、要支援者は 7,500 円(75 ポイント)、要介護者は 5,000 円(50 ポイント)。 ・ 「障害者公共交通機関利用助成」との併用者 4,000 円(40 ポイント)。 <p>【申請時期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 活動団体がポイントを付与する対象者 要介護者・障害者以外の方には、毎年8月末までにポイント手帳を送付 要介護者・障害者の方には、交付の申し出があった場合にのみポイント手帳を送付 ・ ポイントを付与する活動団体 随 時 	① 地域の支え手になる活動			次のボランティア活動(一部のみ掲載) ・ オープンスペース(乳幼児とその保護者が気軽に集い、遊べる場所(広島市が認めるもの))での子育て支援活動 ・ 介護施設等、保育園、障害者支援施設、児童福祉施設、医療機関での支援活動(清掃、配膳、洗濯、通園時の駐車誘導など) ・ 介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)における住民主体型生活支援訪問サービスの生活支援 ・ 総合事業として行う地域高齢者交流サロン(補助を受けて実施するもの)の世話人としての活動 など	4 ポイント	上記以外のボランティア活動 (例:ふれあい・いきいきサロンの世話人(総合事業の補助を受けていないもの。)、町内や河川の清掃活動、児童の登下校の見守りなど)	2 ポイント	② 健康診査・がん検診の受診等	2 ポイント	③ 自らの健康づくり・介護予防に取り組む活動	1 ポイント	<p>健康福祉局 高齢福祉部 高齢福祉課</p> <p>504-2143</p>
① 地域の支え手になる活動															
次のボランティア活動(一部のみ掲載) ・ オープンスペース(乳幼児とその保護者が気軽に集い、遊べる場所(広島市が認めるもの))での子育て支援活動 ・ 介護施設等、保育園、障害者支援施設、児童福祉施設、医療機関での支援活動(清掃、配膳、洗濯、通園時の駐車誘導など) ・ 介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)における住民主体型生活支援訪問サービスの生活支援 ・ 総合事業として行う地域高齢者交流サロン(補助を受けて実施するもの)の世話人としての活動 など	4 ポイント														
上記以外のボランティア活動 (例:ふれあい・いきいきサロンの世話人(総合事業の補助を受けていないもの。)、町内や河川の清掃活動、児童の登下校の見守りなど)	2 ポイント														
② 健康診査・がん検診の受診等	2 ポイント														
③ 自らの健康づくり・介護予防に取り組む活動	1 ポイント														

参考資料

制度名	概要	申請できる人	対象となる取組及び支援内容等	問合せ・申請先
地域猫活動支援事業	地域住民が野良猫と共生しながら、猫に関する地域の問題の解決を図る活動を支援する	町内会・自治会等	<p>【対象となる取組】 原則として次の活動を継続的に実施できる広島市内の町内会・自治会等を対象として支援を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域猫活動について地域の合意形成を図ること。 ・ 地域猫活動について地域に周知すること。 ・ 地域猫の適正な管理及び苦情処理を行うこと。 ・ 地域猫のTNR(※)を計画的に実施すること。 ・ 飼い猫の適正飼養について地域に啓発すること。 ・ 活動報告を提出すること。 <p>※ TRAP(捕獲)・NEUTER(手術)・RETURN(戻す)の略</p> <p>【支援内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 野良猫の手術 ・ 捕獲器の貸出し ・ 地域猫活動の助言や説明会実施等 <p>【申請時期】 随時</p>	健康福祉局 保健部 動物管理センター 243-6058

参考資料

オ 子ども・青少年の健全育成

制度名	概要	申請できる人	対象となる取組及び支援内容等	問合せ・申請先
地域のオープンスペースの運営支援	地域団体が主体となって運営するオープンスペースについて、傷害保険料の負担等による支援を行う。	オープンスペースを運営する地域団体	<p>【対象となる取組】 地域の身近な場所において地域団体が主体となってオープンスペース(乳幼児とその保護者が集い、相互交流を行う場)を運営する取組</p> <p>【支援内容】 ・ 支援者及び参加親子の傷害保険料の負担 ・ 各区地域子育て支援センターからの相談員の派遣等</p> <p>【申請時期】 随時</p>	<p>各区 地域子育て支援センター</p> <p>中:504-2174 東:261-0315 南:250-4134 西:503-6288 安佐南:877-2146 安佐北:819-0617 安芸:821-2821 佐伯:921-5010</p> <p>(こども・家庭支援課)</p>
ひとり親家庭等居場所づくり事業	ひとり親家庭等の子どもや親に学習支援・食事支援・生活相談・親同士の交流などを通じて、安心して過ごすことのできる「居場所」を提供し、子どもの成長を地域で支える活動を行う団体に対し、補助金を交付する。	法人又は任意団体	<p>【対象となる取組】 ひとり親家庭等の小学生から中学生(未就学の弟妹を含む。)と親に対する以下の支援 ・ 基本的な生活習慣を身に付けるための生活支援 ・ バランスの取れた食事の提供による食育を図るための食事支援 ・ 学習習慣の定着や基礎学力向上を図るための学習支援 ・ 子どもや親の悩みなどの相談に乗り、不安の解消につなげる相談支援 ・ 参加者が共に交流を図るための、遊びやものづくりなどの交流支援</p> <p>【補助金額】 ・ 年間開設日数30日(うち食事支援30日) 人件費:523千円 事業費:448千円 合 計:971千円 ・ 年間開設日数50日(うち食事支援50日) 人件費:874千円 事業費:653千円 合 計:1,527千円 ・ 年間開設日数100日(うち食事支援50日) 人件費:1,572千円 事業費:779千円 合 計:2,351千円</p> <p>【申請時期】 5月～6月頃に公募を実施</p>	<p>こども未来局 こども・家庭支援課</p> <p>504-2723</p>

参考資料

カ 景観・公園

制度名	概要	申請できる人	対象となる取組及び支援内容等	問合せ・申請先
落書き防止に対する地域活動支援事業	地域団体の方や市民活動団体の方などが、自主的に落書き消去の活動を行う場合、落書き消去に必要な清掃用具等を提供する。	地域団体の方や市民活動団体の方など	<p>【支援内容】 落書き消去に必要な清掃用具等(パンキヤ刷毛、落書き消去剤など)を提供する。</p> <p>【申請方法】 事前に各区地域起こし推進課に相談し、活動予定日20日前までに、申請書類を提出すること。</p> <p>【申請時期】 随時</p>	<p>各区 地域起こし推進課</p> <p>中:504-2546 東:568-7704 南:250-8935 西:532-0927 安佐南:831-4926 安佐北:819-3905 安芸:821-4905 佐伯:943-9705</p> <p>(市民活動推進課)</p>
街区公園清掃等報奨金制度	定期的に公園の清掃や除草などを行う町内会などの地域団体に報奨金を交付する。	町内会などの地域団体	<p>【活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 清掃:月1回以上 ・ 除草:5月~10月の間、月1回以上 ・ 巡回:週1回以上 <p>【報奨金の額】 年額3万円~6万円で、活動面積により異なる。</p> <p>【申請時期】 随時</p>	<p>各区 維持管理課</p> <p>中:504-2582 東:568-7747 南:250-8957 西:532-0948 安佐南:831-4956 安佐北:819-3942 安芸:821-4933 佐伯:943-9748</p> <p>(緑政課)</p>

参考資料

制度名	概要	申請できる人	対象となる取組及び支援内容等	問合せ・申請先															
身近な公園再生事業	地域住民の手により身近な公園(街区公園)をより使いやすく魅力的な公園に変えていく公園再生活動に対して、資材提供や緑化指導者派遣などの支援を行う。	地域住民	<p>【支援内容】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支援項目</th> <th>内容</th> <th>時期・回数・数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談・情報提供</td> <td>発案から実施、管理運営に至るまで、相談や情報提供を行う。</td> <td>随時</td> </tr> <tr> <td>資材の提供</td> <td>活動に必要な資材を提供(花・樹木の苗、土壌改良、セメント、ブロック、材木などの資材)</td> <td>初期活動 一つの公園で一つの活動ごとに10万円分を限度とする。 ※花壇づくりについては、3年目まで継続支援可能、限度額を3年合計で15万円まで</td> </tr> <tr> <td>緑化指導者の派遣</td> <td>草花や樹木の育成に関する技術指導を行う。</td> <td>5人以上の参加が必要 年4回まで受けられることができる</td> </tr> <tr> <td>市民活動保険</td> <td>・町内会やNPOなどで行う市民活動中の事故に対する傷害保険・賠償責任保険(保険料は市が負担) ・清掃や管理のボランティアなど公益性のある計画的、継続的な活動が対象</td> <td>随時 事前の申込みは不要 ただし、チェーンソーなどの危険な道具による事故やイベント参加者などは保険の対象にならない。</td> </tr> </tbody> </table> <p>【申請時期】 随時</p>	支援項目	内容	時期・回数・数量	相談・情報提供	発案から実施、管理運営に至るまで、相談や情報提供を行う。	随時	資材の提供	活動に必要な資材を提供(花・樹木の苗、土壌改良、セメント、ブロック、材木などの資材)	初期活動 一つの公園で一つの活動ごとに10万円分を限度とする。 ※花壇づくりについては、3年目まで継続支援可能、限度額を3年合計で15万円まで	緑化指導者の派遣	草花や樹木の育成に関する技術指導を行う。	5人以上の参加が必要 年4回まで受けられることができる	市民活動保険	・町内会やNPOなどで行う市民活動中の事故に対する傷害保険・賠償責任保険(保険料は市が負担) ・清掃や管理のボランティアなど公益性のある計画的、継続的な活動が対象	随時 事前の申込みは不要 ただし、チェーンソーなどの危険な道具による事故やイベント参加者などは保険の対象にならない。	<p>各区 維持管理課</p> <p>中:504-2582 東:568-7747 南:250-8957 西:532-0948 安佐南:831-4956 安佐北:819-3942 安芸:821-4933 佐伯:943-9748</p> <p>(緑政課)</p>
支援項目	内容	時期・回数・数量																	
相談・情報提供	発案から実施、管理運営に至るまで、相談や情報提供を行う。	随時																	
資材の提供	活動に必要な資材を提供(花・樹木の苗、土壌改良、セメント、ブロック、材木などの資材)	初期活動 一つの公園で一つの活動ごとに10万円分を限度とする。 ※花壇づくりについては、3年目まで継続支援可能、限度額を3年合計で15万円まで																	
緑化指導者の派遣	草花や樹木の育成に関する技術指導を行う。	5人以上の参加が必要 年4回まで受けられることができる																	
市民活動保険	・町内会やNPOなどで行う市民活動中の事故に対する傷害保険・賠償責任保険(保険料は市が負担) ・清掃や管理のボランティアなど公益性のある計画的、継続的な活動が対象	随時 事前の申込みは不要 ただし、チェーンソーなどの危険な道具による事故やイベント参加者などは保険の対象にならない。																	
街路灯設置・維持補修費補助事業	町内会などで街路灯を設置するとき又は維持管理しているときに、その費用の一部を補助する。	町内会・自治会、商店会、防犯組合等	<p>【支援内容】</p> <p>①設置費 設置費の2分の1に相当する額(限度額あり)の補助金を交付する。</p> <p>②維持補修費 1灯につき、年額2,600円(LED灯の場合は年額1,800円)を補助する。</p> <p>【申請時期】</p> <p>①随時 ②4月</p>	<p>各区 維持管理課</p> <p>中:504-2577 東:568-7739 南:250-8956 西:532-0946 安佐南:831-4948 安佐北:819-3925 安芸:821-4291 佐伯:943-9737</p> <p>(道路管理課)</p>															

参考資料

キ 環境・美化

制度名	概要	申請できる人	対象となる取組及び支援内容等	問合せ・申請先									
ごみステーションに係る貸与制度と補助金交付制度（“ごみ”ニティ活動支援事業）	ごみ置き場のステーション化の推進、ごみステーションの適正な維持管理、道路上のごみボックスの改善について、地域コミュニティ主体の取組が進むことを目的に、ごみステーションの管理に必要な管理用具の無償貸与、ごみボックス購入費等に対する補助を行う。	概ね10世帯以上が利用する屋外のごみステーションを管理している自治会・町内会等の団体及びごみステーションを使用等する者の代表者	<p>【支援内容】</p> <p>① 管理用具貸与 次のいずれか1種類を貸与</p> <table border="1"> <tr> <td>防水シート</td> <td>約10世帯用 2.7m×1.8m</td> <td>約20世帯用 2.7m×3.6m</td> </tr> <tr> <td>カラスよけネット</td> <td>約10世帯用 2m×3m</td> <td>約20世帯用 3m×4m</td> </tr> <tr> <td>ごみ収集枠</td> <td>約10世帯用 1.2m×0.6m×0.7m</td> <td>約15世帯用 1.8m×0.6m×0.7m</td> </tr> </table> <p>② ごみボックス購入等補助</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助対象経費：ごみボックスの購入、製作又は修理に係る経費（設置費用含む） 補助額等：補助対象経費が3万円以下の場合全額（千円未満切捨て）、補助対象経費が3万円を超える場合は、3万円を超える額の2分の1を加算し、限度額5万円（千円未満切捨て） <p>【申請方法】 管理用具の貸与又はごみボックス購入等補助はいずれか1回のみ利用できる。申請用紙を各環境事業所（各区維持管理課でも取次ぎ可能）に提出</p> <p>【申請時期】※ ①・②は変更の場合がある ① 通年 ② 4～12月末まで</p>	防水シート	約10世帯用 2.7m×1.8m	約20世帯用 2.7m×3.6m	カラスよけネット	約10世帯用 2m×3m	約20世帯用 3m×4m	ごみ収集枠	約10世帯用 1.2m×0.6m×0.7m	約15世帯用 1.8m×0.6m×0.7m	<p>環境局 業務部 各環境事業所</p> <p>中:241-0779 南:286-9790 西:277-6404 安佐南:848-3320 安佐北:814-7884 安芸:884-0322 佐伯:922-9211</p> <p>業務第一課 504-2220</p> <p>※各区維持管理課でも取次ぎ可能</p>
防水シート	約10世帯用 2.7m×1.8m	約20世帯用 2.7m×3.6m											
カラスよけネット	約10世帯用 2m×3m	約20世帯用 3m×4m											
ごみ収集枠	約10世帯用 1.2m×0.6m×0.7m	約15世帯用 1.8m×0.6m×0.7m											
クリーンボランティア支援事業	人の多く集まる場所や道路・歩道、身近な公園などの公共の場所をボランティアで清掃する企業・団体に、清掃用の軍手・ごみ袋を提供する。 (ただし、町内会で行う定期的な清掃、公園の指定管理や公園清掃等報奨金交付団体による公園清掃等は対象外)	地域住民・企業等	<p>【提供できる物品】</p> <ul style="list-style-type: none"> 軍手（大人用）、紙袋（可燃ごみ用）、透明ポリ袋大（不燃ごみ、ペットボトル、リサイクルプラ、その他プラ用）、白ポリ袋（ビン、カンなどの資源ごみ用）、持手付透明ポリ袋小（ごみ収集用） ※ 軍手は参加者数程度とし、1団体につき原則として年1回提供。 ※ 4種類のごみ袋（紙袋、透明ポリ袋大、白ポリ袋、持手付透明ポリ袋小）の合計枚数は、参加者数程度 <p>【申請方法】 清掃を実施する10日前までに、FAX、郵送、窓口、インターネットのいずれかで、広島市環境局業務第一課美化係、各環境事業所又は各区維持管理課に申請</p> <p>【申請時期】 随時</p>	<p>環境局 業務部 業務第一課</p> <p>504-2098</p> <p>各環境事業所</p> <p>中:241-0779 南:286-9790 西:277-6404 安佐南:848-3320 安佐北:814-7884 安芸:884-0322 佐伯:922-9211</p> <p>各区 維持管理課</p> <p>中:504-2577 東:568-7739 南:250-8962 西:532-0946 安佐南:831-4957 安佐北:819-3941 安芸:821-4921 佐伯:943-9748</p>									

参考資料

制度名	概要	申請できる人	対象となる取組及び支援内容等	問合せ・申請先
まちの美化に関する里親制度	市が管理する人通りの多い道路を継続的に清掃活動する団体に軍手やゴミ袋等の提供や清掃用具の貸与を行う。また、希望する場合には、里親活動の区域内に団体の名称等を表示するサインボードを設置する。	企業や市民団体等	<p>【提供できる物品】 ・ 軍手(大人用)、紙袋(可燃ごみ用)、透明ポリ袋大(不燃ごみ、ペットボトル、リサイクルプラ、その他プラ用)、白ポリ袋(ビン、カンなどの資源ごみ用)、持手付透明ポリ袋小(ごみ収集用)</p> <p>【貸与できる物品】 ・ ほうき、ちりとり、火ばさみ、レバー式ガム取り棒、補充用ガム取り溶剤</p> <p>【申請方法】 参加申込書をFAX、郵送、窓口のいずれかで、広島市環境局業務第一課美化係又は各区維持管理課に申請</p> <p>【申請時期】 随時</p>	環境局 業務部 業務第一課 504-2098 各区 維持管理課 中:504-2577 東:568-7747 南:250-8957 西:532-0946 安佐南:831-4957 安佐北:819-3941 安芸:821-4921 佐伯:943-9748
広島県河川清掃等支援業務	広島県が管理する河川の清掃や除草などを行う団体に支援金を交付する。	河川清掃等を行う団体	<p>【対象となる取組】 広島県が管理する河川における除草、ごみ拾い、缶拾い等の清掃活動</p> <p>【支援内容】 河川清掃活動実施に係る経費に対して支援金を交付</p> <p>① 食糧費 参加者に対するパン、むすび、お茶、ジュース、あめなどの軽食代</p> <p>② 賃借料など 草刈機、軽トラック、大型重機等のレンタル代(参加者個人からの借用の場合の賃借料も対象)</p> <p>③ 消耗品費 ごみ袋、草刈機の替刃・燃料、ガソリン、ガムテープ、軍手、参加募集のチラシ、印刷用の紙など(除草剤については、水質汚濁の原因となる場合や護岸が損傷する場合があることから、使用や対象経費として認めていない)</p> <p>④ その他の経費 保険料、コピー代、写真プリント代、不法投棄未然防止対策用の看板作成に係る経費など</p> <p>【申請時期】 新規の申請の場合、広島県河川道路美化活動保険の加入が必要となるため、「美化団体届出書」を提出。助成対象年度の前年度2～3月頃実施計画書、当該年度に実施報告書を提出</p>	環境局 環境保全課 504-2188

参考資料

制度名	概要	申請できる人	対象となる取組及び支援内容等	問合せ・申請先								
花と緑のまちづくり地域活動促進事業	地域住民が取り組んでいる道路、公園などの公共施設を花で飾る活動を支援し、地域住民と一緒に花と緑あふれる美しいまちづくりを進める。	町内会、ボランティアグループなど3人以上で構成される団体	<p>【支援の対象となる活動の条件】 次の全てに該当すること。</p> <p>① 3年以上継続して、主体的に行われてきた地域における花を飾る活動であること。</p> <p>② 道路、公園、公民館などの公共施設で行われている活動であること。</p> <p>③ 本事業と同時期に、広島市からの財政的支援(物的支援も含む)を受けていないこと。</p> <p>④ 施設管理者の同意を得て活動していること。</p> <p>【支援の内容】 花を飾る活動に必要な資材を提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土づくり:培養土、腐葉土、有機肥料など ・ 植物:花苗、球根、種子など <p>※ 活動している花壇等の面積によって上限額の範囲内で資材を提供</p> <p>※ 上限額の範囲内であれば年2回に分けて資材を受け取ることも可能</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>花壇等の面積</th> <th>提供する資材の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10㎡未満</td> <td>3万円以内</td> </tr> <tr> <td>10～20㎡未満</td> <td>4万円以内</td> </tr> <tr> <td>20㎡以上</td> <td>5万円以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>【申請方法】 資材が必要となる20日前までに、申請書類を各区地域起こし推進課に提出</p> <p>【申請時期】 随時</p>	花壇等の面積	提供する資材の額	10㎡未満	3万円以内	10～20㎡未満	4万円以内	20㎡以上	5万円以内	<p>各区 地域起こし推進課</p> <p>中:504-2546 東:568-7704 南:250-8935 西:532-0927 安佐南:831-4926 安佐北:819-3904 安芸:821-4904 佐伯:943-9705</p> <p>(緑政課)</p>
花壇等の面積	提供する資材の額											
10㎡未満	3万円以内											
10～20㎡未満	4万円以内											
20㎡以上	5万円以内											

参考資料

ク 交通

制度名	概要	申請できる人	対象となる取組及び支援内容等	問合せ・申請先										
地域主体の乗合タクシー等導入・運行支援事業	生活交通の不便な地域での移動手段の確保に向け、乗合タクシー等の導入に係る地域からの相談対応や住民アンケートのノウハウ提供等の支援を行う。 また、取組が進み、実験運行を実施した場合には、収支不足額の全額補助や本格運行に向けた運行計画改善の助言などを行う。	地域住民等	<p>【支援内容】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>取組の流れ</th> <th>市の支援</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> STEP1事前相談 ①生活交通確保の発意・検討 ②住民アンケートの実施 生活交通確保の取組実施の判断 </td> <td> ・相談対応 ・市政出前講座の実施 ・他地域での取組事例等の紹介 ・アンケートのノウハウ(内容・分析等)提供 </td> </tr> <tr> <td> STEP2運行計画作成 ①地元協議会の設立・運営 ②運行計画の作成 </td> <td> ・地元協議会への参加・運営補助 ・運行計画の作成支援 ・関係機関等との調整 </td> </tr> <tr> <td> STEP3実験運行 ①実験運行の準備・周知 ②実験運行の実施 ③実験運行結果の分析 運行計画の改善 本格運行移行の判断 ④地域公共交通会議における審議 ⑤本格運行に向けた国への補助申請 </td> <td> ・地元協議会への参画 ・運送許可申請支援 ・地域住民への周知支援 ・収支不足額の全額負担 ・運行結果の分析、運行計画の改善支援 ・地域公共交通会議の開催 ・各種手続の対応支援 </td> </tr> <tr> <td> STEP4本格運行 ①本格運行の準備・周知 ②利用促進・資金確保 ③本格運行の実施 本格運行結果の分析 運行計画の改善 ④事業実施に伴う手続 ⑤国への補助申請 ⑥市への補助申請 </td> <td> ・地元協議会への参画 ・運送許可申請支援 ・利用促進策・資金確保策の検討、実施支援 ・運行結果の分析、運行計画の改善支援 ・収支不足額に対する補助 ・(必要に応じて)地域公共交通会議等の開催 ・関係機関等との調整 ・各種手続の対応支援 </td> </tr> </tbody> </table> <p>【申請時期】 まずは都市交通部に相談</p>	取組の流れ	市の支援	STEP1事前相談 ①生活交通確保の発意・検討 ②住民アンケートの実施 生活交通確保の取組実施の判断	・相談対応 ・市政出前講座の実施 ・他地域での取組事例等の紹介 ・アンケートのノウハウ(内容・分析等)提供	STEP2運行計画作成 ①地元協議会の設立・運営 ②運行計画の作成	・地元協議会への参加・運営補助 ・運行計画の作成支援 ・関係機関等との調整	STEP3実験運行 ①実験運行の準備・周知 ②実験運行の実施 ③実験運行結果の分析 運行計画の改善 本格運行移行の判断 ④地域公共交通会議における審議 ⑤本格運行に向けた国への補助申請	・地元協議会への参画 ・運送許可申請支援 ・地域住民への周知支援 ・収支不足額の全額負担 ・運行結果の分析、運行計画の改善支援 ・地域公共交通会議の開催 ・各種手続の対応支援	STEP4本格運行 ①本格運行の準備・周知 ②利用促進・資金確保 ③本格運行の実施 本格運行結果の分析 運行計画の改善 ④事業実施に伴う手続 ⑤国への補助申請 ⑥市への補助申請	・地元協議会への参画 ・運送許可申請支援 ・利用促進策・資金確保策の検討、実施支援 ・運行結果の分析、運行計画の改善支援 ・収支不足額に対する補助 ・(必要に応じて)地域公共交通会議等の開催 ・関係機関等との調整 ・各種手続の対応支援	道路交通局 都市交通部 交通対策担当 504-2604
取組の流れ	市の支援													
STEP1事前相談 ①生活交通確保の発意・検討 ②住民アンケートの実施 生活交通確保の取組実施の判断	・相談対応 ・市政出前講座の実施 ・他地域での取組事例等の紹介 ・アンケートのノウハウ(内容・分析等)提供													
STEP2運行計画作成 ①地元協議会の設立・運営 ②運行計画の作成	・地元協議会への参加・運営補助 ・運行計画の作成支援 ・関係機関等との調整													
STEP3実験運行 ①実験運行の準備・周知 ②実験運行の実施 ③実験運行結果の分析 運行計画の改善 本格運行移行の判断 ④地域公共交通会議における審議 ⑤本格運行に向けた国への補助申請	・地元協議会への参画 ・運送許可申請支援 ・地域住民への周知支援 ・収支不足額の全額負担 ・運行結果の分析、運行計画の改善支援 ・地域公共交通会議の開催 ・各種手続の対応支援													
STEP4本格運行 ①本格運行の準備・周知 ②利用促進・資金確保 ③本格運行の実施 本格運行結果の分析 運行計画の改善 ④事業実施に伴う手続 ⑤国への補助申請 ⑥市への補助申請	・地元協議会への参画 ・運送許可申請支援 ・利用促進策・資金確保策の検討、実施支援 ・運行結果の分析、運行計画の改善支援 ・収支不足額に対する補助 ・(必要に応じて)地域公共交通会議等の開催 ・関係機関等との調整 ・各種手続の対応支援													

ケ 防災・防犯・交通安全

制度名	概要	申請できる人	対象となる取組及び支援内容等	問合せ・申請先
<p>防災まちづくり事業</p>	<p>防災まちづくり基金を活用し、市民の防災意識の高揚、地域における防災活動の促進等防災まちづくりの推進を図るための事業</p>	<p>自主防災組織</p>	<p>【支援内容】</p> <p>① わがまち防災マップの作成支援 土砂災害や洪水などのハザードマップを基に、地域の避難場所等や地域で確認した独自の危険情報を盛り込み、災害時などの緊急時に役立つマップを作成することを支援する。 防災士等アドバイザーへの報償費とマップの印刷費を本市が支援する。</p> <p>② 地域の防災リーダーの養成等 地域において防災意識を高め、地域の自主防災活動を活性化させるため、防災士の資格取得を促進し、防災士の資格取得された方にはフォローアップ研修を行うとともに、学識経験者等を講師やアドバイザーとして派遣し、地域の防災リーダーである地域の自主防災組織の会長等や防災に関心がある一般市民などを対象に、講演会や研修会等を開催する。</p> <p>③ 地域における防災訓練の支援 地域における防災訓練の実施促進や訓練内容の充実を図るため、訓練で使用する物品の購入等に伴う費用を補助する。 【補助金額】 「主となる訓練会場で開催される訓練への参加者数×200円」又は「補助対象となる物品の購入等に伴う費用」のどちらか低い額</p> <p>④ 子ども達を対象とした防災体験学習の実施 次世代の防災活動の担い手である子ども達を対象に地域の災害リスク、避難経路、避難場所等の確認や、災害時における避難生活の疑似体験などを行う防災体験学習を実施する。 (例)地域の水害碑の学習、宿泊体験 など</p> <p>⑤ 防災ライブカメラの設置支援 災害危険度の高まりをスマートフォン等で安全に入手でき、自ら避難行動を起こすための動機付けの一つの情報とするため、地域における避難対策の一環として、自主防災組織が危険箇所に設置しようとする防災ライブカメラの設置等に係る費用を助成する。 【補助率】 初年度100%(限度額30万円) 2年度50%(限度額4万円)</p> <p>【申請時期】 地域の防災リーダーの養成等のみ7月～9月上旬 その他についてはいつでも申請可能</p>	<p>【②、④、⑤について】 危機管理室 災害予防課 504-2664</p> <p>【①、③について】 各区 地域起こし推進課 中:5042546 東:568-7704 南:250-8935 西:532-0927 安佐南:831-4926 安佐北:819-3904 安芸:821-4904 佐伯:943-9705 (災害予防課)</p>

参考資料

制度名	概要	申請できる人	対象となる取組及び支援内容等	問合せ・申請先
地域防犯カメラ設置補助制度	地域の自主的な防犯活動を補完し、犯罪の起こりにくい安全なまちづくりに向けた地域の自主的な取組を支援するため、町内会などが地域に設置する防犯カメラの設置費用の一部を補助する。	防犯活動を行っている町内会・自治会、連合町内会、防犯組合、防犯組合連合会、地区社会福祉協議会	<p>【補助内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助率:補助対象経費の 3/4 以内(千円未満切捨て) ・ 限度額:1 台につき 30 万円 ・ 補助対象経費:道路、公園等の公共空間を撮影対象とする防犯カメラの機器購入費用、設置工事費用及び設置を示す看板設置費用 <p>※ 防犯カメラは、撮影機能(有効画素数、作動時間等)、録画機能(録画時間、1秒間の記録間隔、記録画像サイズ、記録媒体)の一定の要件を満たす必要がある。</p> <p>【申請時期】 6月頃</p>	市民局 市民安全推進課 504-2714
「減らそう犯罪」推進事業(自主防犯パトロール隊への資機材の提供、貸出)	地域で自主的な防犯活動を行っている団体に対し、誘導灯、蛍光ベスト等の資機材の提供又は貸出しを行う。	地域で自主的な防犯活動を行っている団体	<p>【支援内容】 提供:誘導灯、蛍光ベスト、強カライト、帽子 貸与:車両用青色回転灯、車両用マグネットシート</p> <p>【申請時期】 随時</p>	市民局 市民安全推進課 504-2714
子どもの見守り活動シンボルマーク	子どもの安全に寄与する目的で行う活動や事業等の際に、地域ぐるみで取り組む子どもの見守り活動の象徴であるシンボルマークを使用することを許可する。	子どもの安全対策に取り組む法人、機関又は団体	<p>【対象となる取組】 次の全てに該当すること。 ① 子どもの安全に寄与する目的をもって使用するものであること。 ② 宗教活動や政治的活動に使用されるおそれがないこと。 ③ 営利を目的とする事業に使用されるおそれがないこと。 ④ 法令に違反する行為等又は公序良俗に反する行為等に使用されるおそれがないこと。 ⑤ 使用方法等が適切であること。 など</p> <p>(事例) ・ 地域団体等が作成する見守り活動者用ジャンパーに掲載 ・ 地域団体等が取り組む見守り活動への理解促進を図るために、地域行事のポスターやパンフレットに掲載</p> <p>【申請方法】 シンボルマークを使用する前に、申請書類を子どもの安全対策推進本部(教育委員会健康教育課)に提出</p> <p>【申請時期】 随時</p>	子どもの安全対策推進本部 [教育委員会健康教育課] 504-2702

参考資料

コ 商店街・農林業

制度名	概要	申請できる人	対象となる取組及び支援内容等	問合せ・申請先												
商店街活性化事業費補助金(イベント主体型)	商店街の活性化を図るため、商店街振興組合などが実施する新たなソフト事業に対して補助金を交付する。	商店街等の団体(商店街振興組合や任意の商店会など)	<p>【対象となる取組】 商店街等の団体において実施する新たなソフト事業であって、商店街の活性化を図るため3年以上継続的に取り組むもの</p> <p>【補助金額】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補助年度</th> <th>補助率</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>初年度</td> <td>2/3</td> <td>70万円</td> </tr> <tr> <td>2年度目</td> <td>1/2</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>3年度目</td> <td>1/3</td> <td>30万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【申請時期】 2月頃に第1次募集を実施 ※予算状況に応じて追加募集あり。</p>	補助年度	補助率	限度額	初年度	2/3	70万円	2年度目	1/2	50万円	3年度目	1/3	30万円	<p>各区 地域起こし推進課</p> <p>中:504-2546 東:568-7704 南:250-8935 西:532-0927 安佐南:831-4926 安佐北:819-3904 安芸:821-4904 佐伯:943-9705</p> <p>(商業振興課)</p>
補助年度	補助率	限度額														
初年度	2/3	70万円														
2年度目	1/2	50万円														
3年度目	1/3	30万円														
商店街等活性化支援アドバイザー派遣事業	商店街、事業協同組合等の団体が実施する研究会等に対して、専門家等を派遣し、助言を行う。	商店街等の団体(商店街振興組合や任意の商店会など)	<p>【対象となる取組】 商店街、事業協同組合等の団体が実施する研究会等において、イベント企画、販売促進、組織活性化等に取り組むもの</p> <p>【支援内容】 3回まで無料で専門家等を派遣し、助言を行う。</p> <p>【申請時期】 随時</p>	<p>広島市中小企業支援センター</p> <p>278-8032</p> <p>(商業振興課)</p>												
中山間地域等直接支払事業	生産条件が不利な中山間地域等における集落ぐるみの農業生産活動に対して、対象面積に応じた交付金を交付する。	農業者等で構成された集落等	<p>【対象となる取組】 生産条件が不利な中山間地域等における農産物の生産や法面の草刈りなど集落ぐるみの農業生産活動</p> <p>【支援内容】 交付単価(1,000㎡当たり)の例</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地目</th> <th>急傾斜</th> <th>緩傾斜</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>田</td> <td>21,000円</td> <td>8,000円</td> </tr> <tr> <td>畑</td> <td>11,500円</td> <td>3,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【申請時期】 6月頃</p>	地目	急傾斜	緩傾斜	田	21,000円	8,000円	畑	11,500円	3,500円	<p>各区 農林課</p> <p>安佐南:831-4950 安佐北:819-3932 安芸:821-4946 佐伯:943-9767</p> <p>(農政課)</p>			
地目	急傾斜	緩傾斜														
田	21,000円	8,000円														
畑	11,500円	3,500円														

参考資料

制度名	概要	申請できる人	対象となる取組及び支援内容等	問合せ・申請先									
多面的機能支払交付金事業	農業振興地域における農地・農業用水路等を管理する集落ぐるみの活動に対して、対象面積に応じた交付金を交付する。	農業者等で構成された活動組織	<p>【対象となる取組】 農業振興地域内の農用区域等における農地の管理や法面の草刈り、水路の泥上げなど集落ぐるみの活動</p> <p>【支援内容】 交付単価(1,000㎡当たり)の例</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地目</th> <th>農地維持支払交付金</th> <th>資源向上支払交付金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>田</td> <td>3,000円</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>畑</td> <td>2,000円</td> <td>1,440円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【申請時期】 6月頃</p>	地目	農地維持支払交付金	資源向上支払交付金	田	3,000円	2,400円	畑	2,000円	1,440円	<p>各区 農林課</p> <p>安佐南:831-4950 安佐北:819-3932 安芸:821-4946 佐伯:943-9767</p> <p>(農政課)</p>
地目	農地維持支払交付金	資源向上支払交付金											
田	3,000円	2,400円											
畑	2,000円	1,440円											
耕作放棄地再生・利用事業	地域主体で耕作放棄地を再生・利用する取組を支援する。	農業者を含む3人以上で構成する地域団体等	<p>【対象となる取組】 概ね1,000㎡以上の耕作放棄地を再生し、5年以上農地として利用する活動</p> <p>【支援内容】 耕作放棄地の再生・利用活動に要する経費を支援する(初年度のみ)。 補助率10/10(限度額:20万円)</p> <p>【申請時期】 随時</p>	<p>【中区、東区、南区、西区】 経済観光局 農林水産部 農政課</p> <p>504-2246</p> <p>【安佐南区、安佐北区、安芸区、佐伯区】 各区 農林課</p> <p>安佐南:831-4950 安佐北:819-3932 安芸:821-4946 佐伯:943-9767</p> <p>(農政課)</p>									

参考資料

制度名	概要	申請できる人	対象となる取組及び支援内容等	問合せ・申請先								
中山間地域自伐林業支援事業	中山間地域における自伐林業の促進に向け、未利用材の利活用に関する取組を支援する。	NPO 法人、森林ボランティア団体等	<p>【対象となる取組】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>概要</th> <th>対象となる活動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 未利用材の搬出活動を行う際に、広島市自伐林業インストラクターを指導者として招へいする NPO 法人等に対し補助金を交付する。</td> <td>1回当たり4時間以上の自伐林業指導活動</td> </tr> <tr> <td>② 中山間地域自伐林業支援事業に取り組む NPO 法人等に対し補助金を交付する。</td> <td>本市内の森林で伐採する未利用材を搬出し、搬出された未利用材を薪加工場(佐伯区湯来町)まで運搬する活動</td> </tr> <tr> <td>③ 中山間地域自伐林業支援事業に取り組む NPO 法人等に対し林業機械等を貸与する。</td> <td>未利用材の搬出活動</td> </tr> </tbody> </table> <p>【支援内容】</p> <p>① 広島市自伐林業インストラクターに指導謝礼として支払う報償費への補助 補助率 10/10(限度額:1回1人当たり 5 千円、1 回当たり 1 万 5 千円)</p> <p>② 未利用材の運搬に必要なトラックの借受けに要する経費又は運搬業者等への未利用材の運搬委託に要する経費 補助率1/2(限度額:トラック運搬費 1 日 1 台当たり 1 万 5 千円)</p> <p>③ ポータブルウィンチ・薪割機・簡易測量器・ウッドチップパー・林内作業車の貸与</p> <p>【申請時期】 随時</p>	概要	対象となる活動	① 未利用材の搬出活動を行う際に、広島市自伐林業インストラクターを指導者として招へいする NPO 法人等に対し補助金を交付する。	1回当たり4時間以上の自伐林業指導活動	② 中山間地域自伐林業支援事業に取り組む NPO 法人等に対し補助金を交付する。	本市内の森林で伐採する未利用材を搬出し、搬出された未利用材を薪加工場(佐伯区湯来町)まで運搬する活動	③ 中山間地域自伐林業支援事業に取り組む NPO 法人等に対し林業機械等を貸与する。	未利用材の搬出活動	<p>経済観光局 農林水産部 農林整備課</p> <p>504-2249</p>
概要	対象となる活動											
① 未利用材の搬出活動を行う際に、広島市自伐林業インストラクターを指導者として招へいする NPO 法人等に対し補助金を交付する。	1回当たり4時間以上の自伐林業指導活動											
② 中山間地域自伐林業支援事業に取り組む NPO 法人等に対し補助金を交付する。	本市内の森林で伐採する未利用材を搬出し、搬出された未利用材を薪加工場(佐伯区湯来町)まで運搬する活動											
③ 中山間地域自伐林業支援事業に取り組む NPO 法人等に対し林業機械等を貸与する。	未利用材の搬出活動											

参考資料

制度名	概要	申請できる人	対象となる取組及び支援内容等	問合せ・申請先
里山林再生整備事業	手入れが不十分な農山村地域や都市近郊の里山林の再生を行う市民活動に対し補助金を交付する。	町内会・自治会又は町内会・自治会の承諾を得ている団体 ※実際の整備作業は、森林ボランティア、森林組合等が行うことは可能	【対象となる取組】 次のすべての基準を満たす取組。 ① 住宅地、農地、公園等市民の生活空間に隣接した箇所で、隣接する生活空間の利用目的により公共的要素が強い箇所であること。 ② 1箇所につき、奥行50m以内、幅100m以上、かつ1箇所の面積が3,000㎡以上の森林であること(景観保全型、防災・減災型、地域資源活用型)。 又は、1箇所につき、奥行30m以内、かつ1箇所の面積が500㎡以上の森林であること(鳥獣被害防止型)。 ③ 本市と森林所有者との間で、20年間の協定が締結されること。 ④ 町内会等が主体となって、整備後の維持管理を適切に行うこと。 【支援内容】 作業団体や作業内容に応じて、1,000㎡当たり24,000円～113,600円 【申請時期】 随時	各区 農林課 安佐南:831-4950 安佐北:819-3932 安芸:821-4946 佐伯:943-9767 (農林整備課)
竹林整備推進事業	周囲の森林に悪影響を与える竹林の整備を推進するため、竹林整備及び伐採竹の処理を行う市民活動に対し補助金を交付する。	町内会・自治会又は町内会・自治会の承諾を得ている団体 ※実際の整備作業は、森林ボランティア、森林組合等が行うことは可能	【対象となる取組】 次のすべての基準を満たす取組。 ① 事業実施箇所の1箇所以上が、住宅地、農地、公園等市民の生活空間に隣接していること。 ② 事業実施箇所の竹林面積が500㎡以上であること。 ③ 本市と森林所有者との間で、20年間の協定が締結されること。 【支援内容】 1,000㎡当たり131,100円 【申請時期】 随時	各区 農林課 安佐南:831-4950 安佐北:819-3932 安芸:821-4946 佐伯:943-9767 (農林整備課)

参考資料

制度名	概要	申請できる人	対象となる取組及び支援内容等	問合せ・申請先						
森づくり推進事業	森林環境教育の実体験の提供を目的とした森林・林業体験活動を行う市民活動に対し補助金を交付する。	①営利を目的としない市民団体、NPO法人、森林ボランティア団体 ② 企業（活動自体が営利を目的としないこと）	<p>【対象となる取組】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>概要</th> <th>対象となる活動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自らが企画立案する里山林の保全活動を行う市民団体等に対し補助金を交付する。</td> <td>本市内で団体自らが行う里山林等の森林整備活動 ※ 里山林等の森林整備活動とは、市民団体・企業等が自己の所有地及び所有林以外で行う植栽、下刈、除伐、枝打、間伐等の森林整備活動をいう。</td> </tr> <tr> <td>市民に森林環境教育の実体験を提供する活動を行う市民団体等に対し補助金を交付する。</td> <td>社会貢献活動として森林環境教育の推進を目的に行う、市民を対象とした森林・林業体験活動 ※ 森林・林業体験活動とは、自然観察会、林業体験、野鳥観察会など野外において環境教育を目的とした森林・林業の実体験を参加者に提供する活動をいう。 ※ 市民から参加者を募集するなど、不特定の市民を対象とした活動が対象</td> </tr> </tbody> </table> <p>【支援内容】 活動内容に応じて、補助率 10/10 又は 1/2（限度額：20万円）</p> <p>【申請時期】 随時</p>	概要	対象となる活動	自らが企画立案する里山林の保全活動を行う市民団体等に対し補助金を交付する。	本市内で団体自らが行う里山林等の森林整備活動 ※ 里山林等の森林整備活動とは、市民団体・企業等が自己の所有地及び所有林以外で行う植栽、下刈、除伐、枝打、間伐等の森林整備活動をいう。	市民に森林環境教育の実体験を提供する活動を行う市民団体等に対し補助金を交付する。	社会貢献活動として森林環境教育の推進を目的に行う、市民を対象とした森林・林業体験活動 ※ 森林・林業体験活動とは、自然観察会、林業体験、野鳥観察会など野外において環境教育を目的とした森林・林業の実体験を参加者に提供する活動をいう。 ※ 市民から参加者を募集するなど、不特定の市民を対象とした活動が対象	各区農林課 安佐南:831-4950 安佐北:819-3932 安芸:821-4946 佐伯:943-9767 (農林整備課)
概要	対象となる活動									
自らが企画立案する里山林の保全活動を行う市民団体等に対し補助金を交付する。	本市内で団体自らが行う里山林等の森林整備活動 ※ 里山林等の森林整備活動とは、市民団体・企業等が自己の所有地及び所有林以外で行う植栽、下刈、除伐、枝打、間伐等の森林整備活動をいう。									
市民に森林環境教育の実体験を提供する活動を行う市民団体等に対し補助金を交付する。	社会貢献活動として森林環境教育の推進を目的に行う、市民を対象とした森林・林業体験活動 ※ 森林・林業体験活動とは、自然観察会、林業体験、野鳥観察会など野外において環境教育を目的とした森林・林業の実体験を参加者に提供する活動をいう。 ※ 市民から参加者を募集するなど、不特定の市民を対象とした活動が対象									

参考資料

サ その他

制度名	概要	申請できる人	対象となる取組及び支援内容等	問合せ・申請先
三世代同居・近居支援事業	子育てや介護などの支え合いと地域コミュニティの次世代の担い手の確保のため、小学生以下の子ども(出産予定の子どもを含む。)がいる世帯が広島市内に住む親元の近くに住替える(同居を含む。)場合に、引越し費用等の一部を助成する。	小学生以下の子ども(出産予定の子どもを含む。)がいる世帯の世帯主又はその配偶者	【主な申請要件】 ① 新たに、親世帯と同居又は近居(親世帯と同一の小中学校区又は親世帯の住宅から直線距離で1.2km以内)すること。【既に同居や近居をしている場合は補助対象外】 ② 住替え後に町内会・自治会に加入し、会の活動や運営に積極的に参画する意思があること。 【助成内容】 ① 助成額:助成対象費用の2分の1【上限10万円】 ② 助成対象費用:子世帯が負担する引越し費用、不動産登記費用、仲介手数料、礼金 【受付予定件数】 120件(令和3年度) 【申請時期】 4月から受付開始(先着順)	企画総務局 地域活性化調整部 コミュニティ再生課 504-2125
住宅団地における住替え促進事業	市内の169の住宅団地を対象に、一定期間空き家となっている住宅を活用し、リフォーム費や家賃の一部を補助することにより、子育て世帯(小学生以下の子(出産予定を含む)がいる世帯)の住替えを促進する。 ※町内会等の自治組織が作成する「空き家活用計画書」に記載された空き家が対象	・リフォーム費補助:空き家所有者、入居者(子育て世帯) ・家賃補助:入居者(子育て世帯)	【支援内容】 ・リフォーム費補助(補助率1/2(上限50万円)) ・家賃補助(補助率1/2(上限2万円/月、最大24か月)) 【事業の流れ】 ① 住宅団地(※)の町内会等の自治組織が、「空き家活用計画書」(空き家の所在地等を掲載)を作成し、広島市(住宅政策課)に提出する。 ② ①で作成した「空き家活用計画書」に掲載された空き家へ子育て世帯が入居する場合に、リフォーム費や家賃が補助の対象となる。 ※ 対象となる住宅団地は、「住宅団地の活性化に向けて」に掲載されている169団地 【申請時期】 4月から受付開始(先着順)	都市整備局 住宅部 住宅政策課 504-2292

参考資料

(2) 他機関の支援制度

制度名	概要	申請できる人	対象となる取組及び支援内容等	問合せ・申請先
赤い羽根共同募金地域テーマ募金(社会福祉法人広島県共同募金会)	地域で起こっている生活課題、タイムリーな課題等の地域課題に対して、地域住民の賛同を得て活動財源を確保し、地域住民が地域課題を解決する事業を応援する。	広島県内にある地区社会福祉協議会、町内会・自治会、地域住民団体等で、所在地の市区町社会福祉協議会と連携できる団体	<p>【対象となる取組】 以下①②について、1月1日から3月31日まで共同募金運動を行い、配分金を受けた後は地域の課題を解決する事業を行うもの。</p> <p>① 地域活動支援プロジェクト 地域の住民団体等が、区社協と協働して、地域の様々な課題を解決するプロジェクト</p> <p>② 赤い羽根ESD支援プロジェクト 学校と地域住民等が連携した団体が、区社協と協働して、地域子どもたちだけでなく、子どもたちを取り巻く大人も、「持続可能な地域社会づくり」の担い手となり、地域コミュニティの関係性を向上させるプロジェクト</p> <p>【マッチングギフト】 募金額の同額 ただし、申請金額の1/2まで対象。 なお、事業執行が目的のため、募金額が申請金額の1/2を超えた場合は、申請金額の満額まで。 また、募金額が申請金額を超えた場合は募金額のみ。 ※ 地域活動支援プロジェクトの参加は、3年間(継続及び通算を問わず)を限度とする。</p> <p>【上限申請額】 原則として1事業 300万円</p> <p>【最低申請額】 1事業 10万円/年度</p> <p>【申請時期】 4月～11月</p>	<p>社会福祉法人 広島市社会福祉協議会</p> <p>264-6400</p> <p>各区社会福祉協議会</p> <p>中:249-3114 東:263-8443 南:251-0525 西:294-0104 安佐南:831-5011 安佐北:814-0811 安芸:821-2501 佐伯:921-3113</p>
広島県子ども夢基金活動助成事業(公益財団法人ひろしま子ども夢財団)	子どもの体験活動及び若者のチャレンジへの支援を目的として、活動に対する助成を行う。	広島県に居住又は通学している若者(中学生、高校生及び大学生等)の団体又は個人	<p>【対象となる取組】 子どもに夢を与え、体験を促す活動で、以下の要件を満たすもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 講師、指導者、ボランティア、団体等又は共催団体の構成員及び参加者全員を対象とするレクリエーション保険等への加入 ・ 会場の下見 ・ 連絡体制の整備・関係機関等との連携 ・ 上記のほか、活動内容に応じた安全対策 <p>【助成金額】 10万円以内/団体等</p> <p>【申請時期】 第1回:5月頃 第2回:9月頃</p>	<p>公益財団法人 ひろしま子ども夢財団</p> <p>212-1007</p> <p>広島県教育委員会生涯学習課</p> <p>513-5013</p>

参考資料

制度名	概要	申請できる人	対象となる取組及び支援内容等	問合せ・申請先										
公民館等活性化モデル事業(広島県公民館連合会)	将来にわたって地域住民から愛され、利用され、支えられるような公民館等を目指し、地域の団体等との連携協力により、子どもを含めた地域住民が公民館等に愛着と理解が持てるような活動に対して助成を行う。	公民館等	<p>【対象となる取組】</p> <p>① 「子ども」及び「連携」の二つをキーワードとし、本事業の趣旨を踏まえた活動内容とする。</p> <p>② 活動の概ね半分以上は、公民館等の部屋を使用し、研修室、ホール、調理室、実習室、和室など、複数の部屋を使用する。</p> <p>③ 活動は2日以上とする(連続する必要はなし)。</p> <p>④ これまでに実施した活動と同じ活動は不可とする。</p> <p>【助成金額】 1館当たり5万円/年</p> <p>【申請時期】 5月頃</p>	広島県公民館連合会 249-0008										
休眠預金等活用事業(一般財団法人日本民間公益活動連携機構)	「国や地方公共団体が対応困難な社会課題の解決」などを目的に、10年以上入出金等が確認できない預金等について、民間公益活動を促進するために活用する。	NPOなど民間公益活動を行う団体	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">子ども及び若者の支援に係る活動</td> <td>経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援</td> </tr> <tr> <td>日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援</td> </tr> <tr> <td>社会的課題の解決を担う若者の能力開発支援</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に関する活動</td> <td>働くことが困難な人への支援</td> </tr> <tr> <td>社会的孤立や差別の解消に向けた支援</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に関する活動</td> <td>地域の働く場づくりの支援や地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援</td> </tr> <tr> <td>安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援</td> </tr> </table> <p>【助成金額・申請時期】 活動内容により異なる。</p>	子ども及び若者の支援に係る活動	経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援	日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援	社会的課題の解決を担う若者の能力開発支援	日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に関する活動	働くことが困難な人への支援	社会的孤立や差別の解消に向けた支援	地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に関する活動	地域の働く場づくりの支援や地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援	安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援	一般財団法人日本民間公益活動連携機構(JANPIA) 03-5511-2020
子ども及び若者の支援に係る活動	経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援													
	日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援													
	社会的課題の解決を担う若者の能力開発支援													
日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に関する活動	働くことが困難な人への支援													
	社会的孤立や差別の解消に向けた支援													
地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に関する活動	地域の働く場づくりの支援や地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援													
	安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援													

参考資料

制度名	概要	申請できる人	対象となる取組及び支援内容等	問合せ・申請先						
公益事業振興補助事業(公益財団法人JKA)	社会的な要請や社会環境の変化等を踏まえ、「チャレンジ」「チエンジ」をキーワードに、様々な社会的課題を解決するための取組を支援する。	財団法人・社団法人、NPO法人など(補助事業の内容によって異なる。)	【対象となる事業】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>対象事業の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公益の増進</td> <td>社会環境、国際交流、文教、学術文化など</td> </tr> <tr> <td>社会福祉の増進</td> <td>児童、高齢者、障がい児・者、地域共生型社会支援事業など</td> </tr> </tbody> </table>	区分	対象事業の概要	公益の増進	社会環境、国際交流、文教、学術文化など	社会福祉の増進	児童、高齢者、障がい児・者、地域共生型社会支援事業など	公益財団法人JKA 問合せはホームページの専用フォームから
			区分	対象事業の概要						
公益の増進	社会環境、国際交流、文教、学術文化など									
社会福祉の増進	児童、高齢者、障がい児・者、地域共生型社会支援事業など									
【補助上限額】 100万円～15,000万円 ※ 対象事業によって異なる。 【申請時期】 7月～9月頃										
青少年健全育成関係市民活動支援(公益財団法人マツダ財団)	次代を担う青少年が、いろいろなことに興味を持ち、多くの感動を得ることのできる生活体験機会の提供や、地域社会のコミュニティづくりに参加する機会の提供等のための諸活動を支援する。	3名以上のメンバーが活動する非営利の市民団体	【対象となる活動】 青少年の健全な育成のための、民間の非営利活動(特に、青少年の参画度の高い活動、創意工夫を育てる活動、地域での様々な支え合い活動、学校と地域が連携する活動、次世代のリーダーを育てる活動等) <活動例> ボランティア育成、若者の居場所づくり、自然とのふれあい、科学体験・ものづくり、地域連帯・コミュニティづくり、国際交流・協力 【支援金額】 1件当たり10万円～50万円 【申請時期】 1月頃	公益財団法人マツダ財団事務局 565-1344						

参考資料

制度名	概要	申請できる人	対象となる取組及び支援内容等	問合せ・申請先
国内助成プログラム(公益財団法人トヨタ財団)	<p>地域社会の活性化や将来を担う人材の育成といった視点を継承しつつ、一人ひとりの安心・安全な暮らしや各人が望むライフデザインが実現する社会となることを重視し、以下①②の取組を支援する。</p> <p>①日本社会における社会サービスの創出や人材の育成 ②地域社会を支える共創によるプラットフォームの創出や整備</p>	<p>行政、企業、NPO、市民等と協働体制が構築できており、多様な人材や組織の参画と開かれた実施体制を持つ団体</p>	<p>【対象となる取組】</p> <p>① 新型コロナウイルス感染症により顕在化した諸課題の解決をめざした社会サービスの創出や人材の育成への取組</p> <p>② 既存の手法や仕組み、これまでに蓄積された実践知や暗黙知のみに依拠しない、地域社会を支える協働や参加の新たなデザインを生み出す取組</p> <p>【助成金額】</p> <p>① 1,000～2,000万円/件 ② 上限600万円/件</p> <p>【申請時期】 4月～6月頃</p>	<p>公益財団法人トヨタ財団 国内助成プログラム担当</p> <p>03-3344-1701</p>
地域福祉チャレンジ活動助成(公益財団法人日本生命財団)	<p>「共に生きる地域コミュニティづくり」を基本テーマに、「地域チャレンジ活動助成」として地域包括ケアシステムの展開、そして深化につながる5つのテーマのいずれかに該当する活動を支援する。</p>	<p>次2つの要件を満たす団体(法人格の有無は問わない。)</p> <p>①助成テーマにチャレンジする意欲がある団体 ②他の団体・機関、住民組織等と協働で活動する団体</p>	<p>【対象となる活動】</p> <p>① 福祉施設や福祉・介護・保健・リハビリテーション専門職と地域住民の協働によるインフォーマルなサービスづくりへ向けてのチャレンジ活動</p> <p>② 認知症(若年性認知症を含む)の人、家族と地域住民がともに行う安心、安全に暮らせる地域づくりへ向けてのチャレンジ活動</p> <p>③ 人生の看取りまで含む生活支援(※)につながる実践へ向けてのチャレンジ活動 ※ 日常生活支援、身元保証、死後対応等</p> <p>④ 高齢単身者、家族介護者を含めた複合的な生活課題に対する(家族への)支援につながる実践へ向けてのチャレンジ活動</p> <p>⑤ 高齢者、障がい者、子ども等全世代交流型の活動・就労の機会提供、社会参加づくりへ向けてのチャレンジ活動</p> <p>【助成金額】 最大400万円(1年最大200万円で2年間)</p> <p>【申請時期】 5月頃</p>	<p>公益財団法人日本生命財団 高齢社会助成事務局</p> <p>06-6204-4013</p>

2 広島市地域コミュニティ活性化ビジョンの策定経過

開催日等	内容
令和2年8月 ～令和3年3月	町内会・自治会等実態調査の実施
令和3年5月31日	市議会安心社会づくり対策特別委員会 ・ 町内会・自治会等実態調査の調査結果
令和3年7月26日	第1回地域コミュニティ活性化に関する懇談会 ・ 地域コミュニティ活性化に関する懇談会開催要綱等について ・ 座長の選出について ・ 懇談会の進め方について ・ 地域コミュニティの現状と課題について
令和3年9月6日	市議会安心社会づくり対策特別委員会 ・ 地域コミュニティ活性化ビジョン(仮称)の策定
令和3年9月8日	第2回地域コミュニティ活性化に関する懇談会 ・ 現状と課題を踏まえた地域コミュニティにおける活動事例について
令和3年10月4日	第3回地域コミュニティ活性化に関する懇談会 ・ 現状と課題を踏まえた地域コミュニティにおける活動事例について
令和3年11月8日	第4回地域コミュニティ活性化に関する懇談会 ・ 地域コミュニティ活性化の方向性とこれからの地域コミュニティについて ・ 行政からの支援について ・ 情報提供(地域団体連携支援基金事業費助成金について)
令和3年11月17日	市議会安心社会づくり対策特別委員会 ・ 地域コミュニティ活性化ビジョン(仮称)の検討状況
令和3年11月29日	第5回地域コミュニティ活性化に関する懇談会 ・ 地域コミュニティ活性化ビジョン(素案)について
令和3年12月23日	市議会安心社会づくり対策特別委員会 ・ 地域コミュニティ活性化ビジョンの素案
令和3年12月24日 ～令和4年1月17日	地域コミュニティ活性化ビジョン(素案)に対する市民意見募集
令和4年1月28日	第6回地域コミュニティ活性化に関する懇談会 ・ 地域コミュニティ活性化ビジョン(素案)に対する市民意見募集の結果について ・ 地域コミュニティ活性化ビジョン(案)について ・ 地域コミュニティ活性化に関する懇談会の今後の開催について
令和4年2月	地域コミュニティ活性化ビジョンの策定

3 地域コミュニティ活性化に関する懇談会 委員名簿

(各分野五十音順、役職は就任時点のもの、敬称略)

分野	役職	氏名
有識者	特定非営利活動法人 ひろしまジン大学 代表理事	平尾 順平
	広島修道大学人文学部 教授	山川 肖美(座長)
	比治山大学現代文化学部 教授	山田 知子
地域住民	[西区] 庚午中一丁目町内会 会長 庚午地区社会福祉協議会 会長 社会福祉法人広島市西区社会福祉協議会 会長 西区自主防災会連合会 会長	打越 勲
	[中区] 江波栄町町内会 会長	大浦 史郎
	[南区] 大州南町内会 会長 大州学区社会福祉協議会 会長 南区自主防災会連合会 会長	越智 正紀
	[安芸区] 伏附町内会 会長 瀬野学区連合町内会 会長 安芸区連合町内会連絡協議会 会長	金月 節男
	[佐伯区] 皆賀沖町内会 会長 五日市東学区社会福祉協議会 会長 五日市東学区まちづくり協議会 会長 五日市東学区自主防災会連合会 会長 社会福祉法人広島市佐伯区社会福祉協議会 会長	久保田 詳三
	[東区] 早稲田学区社会福祉協議会 会長 早稲田学区自主防災連絡協議会 会長	西田 志都枝
	[安佐南区] 緑井大下町内会 会長 緑井学区社会福祉協議会 会長 緑井学区自主防災会連合会 会長	濱本 康男
	[安佐北区] 大林上本郷自治会 会長 大林地区連合自治会 会長 可部地域町内会・自治会連絡協議会 会長 安佐北区連合町内会・自治会連絡協議会 会長	坊 聰彦
	関係団体・ 機関	日本労働者協同組合(ワーカーズコープ)連合会 センター事業団 山陽事業本部本部長
広島市子ども会連合会 副会長		神谷 恵司
広島市自主防災会連合会 会長		近藤 聿興
一般社団法人広島青年会議所 理事長		杉川 綾
公益財団法人広島市老人クラブ連合会 会長		高橋 博
社会福祉法人広島市社会福祉協議会 常務理事		中村 一彦

4 地域コミュニティ活性化に関する懇談会で挙げられた主な視点

<第1回懇談会での主な視点>

○ 総論

- ・ 戦後復興において市民が立ち上げてきた歴史を踏まえつつ、そこにプラスアルファをして未来を見据えた議論をしていくことが重要である。

○ 団体運営(地域の組織)に関すること

- ・ 町内会だけに頼ることなく既存の地域団体等が連携して地域をマネジメントする組織として、町内会未加入者や、企業・大学などの外部機関も入って活動できる自治組織の事例が参考になる。
- ・ 町内会未加入者を含む住民の生活課題に対応するため、各種地域団体等が連携した大きな組織があった方がよいという発想もある。
- ・ 関係者による話し合いの場と、いかに多くの方に協力してもらうかが重要である。
- ・ 若い世代は地域を越えた人的ネットワークがあり、従来の地縁型組織にこだわりすぎない視点が必要である。
- ・ 町内会加入率の低下を踏まえ、全住民が関係する防災を軸とした組織への移行を図るべきである。
- ・ これからの町内会に求められるものを再定義することも重要である。

○ 活動の担い手に関すること

- ・ 地域活動にはリーダーの存在とそれを支える協力者の存在が重要である。
- ・ 担い手が誰もいないパブリックな部分の穴埋めを町内会が全て行う必要はなく、他の主体が担うことも必要である。
- ・ 若者にも地域と関わりたい人は一定数存在するが、今までとは違う関わり方を求めている可能性がある。
- ・ 後継者がいないと言われるが、後継者を育てられていない部分があるのではないか。
- ・ 現役世代が地域活動に参画する際、勤務先の応援は重要である。
- ・ 人は1人では生きられないことを周知徹底し、特に子どもに理解してもらうことが重要である。
- ・ 地域共生社会では、各世代が能力に応じ力を発揮する機会を増やす必要がある。
- ・ ボランティアという関わり方だけでなく、「協同労働」の仕組みを取り入れることで、地域活動が持続的・発展的となるのではないか。
- ・ 子ども会は、児童数の減少というより、役員をやりたくないという理由で会員が減っている。

○ 地域特性に関すること

- ・ 様々な地域特性があるため、各町間の違いや世代間の違いなどをしっかり考えていく必要がある。

○ 活動内容に関すること

- ・ 組織の維持ではなく、地域における見守りや防災などの機能を維持するという視点も重要である。
- ・ 災害などの緊急時、初動において、地域の横のつながり・連携が大きな役割を果たしている。

○ 行政との関係性

- ・ 条例を策定して、町内会もしくは防災会への加入を義務化することが必要である。
- ・ 地域に居住している行政職員が、町内会などの地域団体を支援することが重要である。

<第2回懇談会での主な視点>

- 団体運営(地域の組織)に関すること
 - ・ 地域における連携や団体の横串の組織は重要である。
 - ・ 地域の各種団体が連携する場合に中心となる組織について考えることが重要である。
 - ・ 縦割りの地域団体はもう少しまとまってもよいのではないか。
 - ・ 住民主体による組織運営を進めるためには、合意形成の方法やスケジュールなどを定めたビジョンの策定が重要である。
 - ・ 町内会が担うべきものや位置付け、これからの地域コミュニティをどう捉えるかについて整理する必要がある。
 - ・ 安全・安心なまちづくりは、コミュニティ活性化における大きなテーマであり、防災・防犯、交通安全、福祉活動などについて各種地域団体が参画して考えることが重要である。
- 財源に関すること
 - ・ 今後の地域の組織を考えるに当たり、財源確保について考える必要がある。
 - ・ 団体の連携強化に当たり、行政から縦割りに流れている補助金をどう水平移行するか検討する必要がある。
 - ・ 地域活動が継続できるような補助金のあり方や、協同労働という選択肢も含む地域における自主財源確保について整理することが重要である。
- 活動の担い手に関すること
 - ・ リーダー層とリーダーを支える層の育成、地域との関わり方について個人レベルで接点を作り、関心はあるが活動していない層を巻き込む方法など、地域活動への関わり合いの度合いに応じて考えることが重要である。
 - ・ 地域コミュニティの活性化において、町内会の加入促進は重要である。
 - ・ 大学生や青年会議所、NPO等、若い力や新しい外の力を取り入れることが重要である。
 - ・ 子どもなど将来の担い手の確保のためには、歴史認識などを通じた郷土愛の醸成が重要である。
 - ・ 現役世代にとって、地域活動に参加するためには勤務先の理解が重要である。
- 地域特性に関すること
 - ・ 各地域が取り組むに当たり、地域性、地域資源、地域課題などを認識することが重要である。
 - ・ 地域コミュニティ活性化ビジョンでは、広島市全体に共通する対策を示しつつ、各地域で個別に参考にできるように示すことが重要である。
- 活動内容に関すること
 - ・ ウィズコロナやアフターコロナの視点から、人が集まって行うイベントと集まらなくてもできる地道な活動を並行していくことが重要である。

参考資料

<第3回懇談会での主な視点>

- 団体運営(地域の組織)に関すること
 - ・ 地区社協に参加する地域団体の横串連携という場合、単に縦組織の連携でなく、人を育てることが基本である。子育て支援などのテーマごとに19の構成団体からそれぞれ1~2名が出て、自分は何ができるか意見を出し合っている。お金を出し活動してもらうのを前提としないため、制限なくいろいろなことが言える。それを繰り返して地区社協に関わるハードルが下がり、担い手不足が解消された。
 - ・ 年配者ばかりでなく、若い方たちと一緒に様々な経験をすれば、他の地域の事例を自分の地域に取り入れようといった意見が出てくると思う。
 - ・ 町内会は会員組織で、地区社協は入会や脱退はない。これら二団体の関係は地域によって様々であるが、うまくすみ分けることで、協働関係ができるのではないか。
 - ・ 地域活動は持続性が必要である。個性的なリーダーが退任し何もなくなってしまうのはいけない。
- 財源に関すること
 - ・ 行政から各団体への補助金を一本化し、地域の代表である連携組織に投入することで、組織がお金も人も融通しながら地域をマネジメントでき、住民の自治意識や主体性の形成につながる。
 - ・ 行政から施設の指定管理を請け負った組織が自主事業を行い、自主財源を確保している事例や、コミュニティビジネスにより経済的な効果を生んでいる事例もある。補助金だけでなく、自立して継続できる組織となるための財源も考える必要がある。
- 活動の担い手に関すること
 - ・ 自分たちのまちは自分たちで守るという自治意識の低下が一番の課題である。
 - ・ 町内会に加入していなくても、地域のために何かしたいと関心を抱いている方はいる。
 - ・ 掘めていないだけで地域には人材・有志がいると思う。イベント以外でもそうした人材と出会う場を作りたい。
 - ・ 多様化の時代に、地域コミュニティを昔のように戻すことにエネルギーを費やすよりも、人は一人では生きていけないという啓発を全市的に行うことが必要ではないか。
 - ・ 小さい時から地域社会に関わることを奨励することが重要である。
- 地域特性に関すること
 - ・ 全ての地域が同じことをするのでなく、各地域がおもしろそうだと感じることを実施することが大切である。
- 活動内容に関すること
 - ・ 小規模でもイベントは続けることで、人と人のつながりや絆が生まれる。
 - ・ 地域活動を行う上で、地域のニーズを正確に掴むことが重要である。
 - ・ 町内会に入っていようがまいが、自分たちの生活、家族、特に子どもを守ることが大元で、その中で、楽しみながら、町内会や地区社協が、地域の特性を生かした活動を展開できたらと思う。
- 行政との関係性
 - ・ マンション住民の町内会への加入促進策を提案してほしい。
 - ・ 行政が活動の好事例や問題解決策の情報をしっかり発信してほしい。
 - ・ 安佐北区や佐伯区のような町内会中心の地域とそうでない地域、都心部、周辺部、伝統・絆を大事にしている中山間地など、様々な特性があり、それを行政が崩すようなことがあってはならない。
 - ・ 地域にとって、区内の福祉施設の指定管理者は同一であるほうがよい。また、条例等による制約はあると思うが、できれば祝祭日は休館、その翌日は開館で統一してほしい。
 - ・ 市の遊休資産で地域に開放できるようなものを、積極的に地域に提示してほしい。例えば、グランドゴルフ場として活用できるような場所などの情報でもよい。

<第4回懇談会での主な視点>

- 団体運営(地域の組織)に関すること
 - ・ 新たな協力体制はこれまでの懇談会での議論を踏まえ、地区社協が中心となる地域や連合町内会が中心となる地域があることが分かった上で、行政がスタンダードとして示したものと考えており、運用は自分たちの地域の実情にあった連携を取りながら行えばよいのではないかと。
 - ・ 新たな協力体制について、各地域によって構成団体が異なるなど事情は様々で、これが全てではないが、こういった形で各地域に提案するという事は大事であると思う。
 - ・ 組織に個人としてどのように関わっていくのかという観点や、組織になじめない人がどのように関わっていくのかという観点が必要である。
 - ・ 個人の小さな声や意見でも、組織としてきちんと取り上げていくという柔らかい考え方が必要である。
 - ・ 例えば、防災の面でいえば医師や地域包括支援センターが柔軟に参加できるなど、関係者が新たな協力体制に入りやすいようになるとよりよいと考えられる。
 - ・ 新たな協力体制について、現行ではできていないどのようなことができる可能性を持った組織であるのかについて説明できる必要がある。
 - ・ 新たな協力体制において町内会は連携する組織ではなく、町内会がまとめてこそ、自分たちのまちは自分たちで創ることができるのではないかと。
 - ・ 自分たちのまちは自分たちで守るという意識を持つ人が減ってきており、新たな協力体制だけで地域をまとめていくことは難しい。
 - ・ 地域の実情は様々であるので、組織体制の話より、各地域がそれぞれにあった支援メニューを選べるようにするのがよいのではないかと。
- 活動の担い手に関すること
 - ・ 地域活動に参加する意思のない人を呼び込むには、啓発活動などにより、地域コミュニティの重要性に気付くきっかけを増やすことが大事である。
 - ・ タブレットを使った絆づくりなどのような、若い人のやり方や考え方を勉強していかねばならない。
 - ・ インターネットがネイティブとなっている1990年代後半以降生まれのZ世代は、社会貢献の意識が当たり前となっているが、地域へ関わる入り口が見つげづらいと感じている。小さな声を聞くための入り口をたくさん作るという視点も重要である。
 - ・ 地縁組織からだけでなく、地域の外から人を呼び込む仕組みも必要である。
 - ・ 協同労働はリタイアした方の経験やノウハウを地域社会に生かすことができるが、地域は、具体的にどうすればよいか分かっていない。仕組みややり方などを地域が学べるようにすることが重要である。
 - ・ 企業の社員や家族が地域活動に参加するように促してもらうなど、企業に呼び掛け一緒に取り組むことが重要である。
- 活動内容に関すること
 - ・ 地域コミュニティにとって大事なものは防災・防犯など命に関わる部分なので、地域への参加意識の低い方でも関わられるように、命を守るための仕組みや約束などを前面に打ち出すのがよいのではないかと。
 - ・ 地域活動の成功例・失敗例など有益な情報を共有し、学び合えるようにすることが大事である。
- 行政との関係性
 - ・ 職員が地域コミュニティ活性化に前向きに取り組むよう、意識を改革しないと、行政からの支援を行うといってもうまくいかないと考えられる。
 - ・ 地域と行政が町内会加入率の高い地域の共通点などについて意見交換したり、行政が地域の求める支援を把握できるような、話し合いの場が必要である。

<第5回懇談会での主な視点>

- 「第3章 地域コミュニティ活性化の方向性」、「第4章 これからの地域コミュニティ」について
 - ・ 「自分たちのまちは自分たちで創る」という考え方が掲げられているが、広島は非常に災害が多い地域なので、「守る」という言葉を入れた方がよい。
 - ・ 現在、地域コミュニティに関わっていない人たちが活動に参加していけるような場があり、やりたいことをできると感じられるイメージ図とする必要がある。
 - ・ 組織体制のことより、市の支援メニューを多く示して、地域の実情に合わせて取り組むことができるよう、選択肢をたくさん見せるのがよいと思う。
 - ・ 「新たな協力体制」の図は、地区社協や町内会連合会等が地域の核になって活動していくことがやはり基本ということを示していると思う。そこを運営しやすくするためにどうすればいいかということについて、ノウハウが必要なのではないかと思う。
 - ・ まちづくりの特効薬はないため、時間をかけて、若い人が入ってくる手法・状況を作り、若い人に入ってもらった上で、どう活動していくかという話をするべきではないか。そのためには、従来の縦割りではなく、横での連携も考えることが必要である。
 - ・ 現状を踏まえた上で、少し時間をかけながらも地域が課題を解決できる方向付けを出すとともに、困っている問題に対する市からの支援や改善策等を示し、並行して課題解決に取り組んでいく必要がある。
 - ・ 学校と連携することで、学校の施設の使用許可や子どもたちの声掛けなど様々なことが上手くいっており、学校との関係が重要である。
 - ・ 各地域団体は、会長や役員のみならず、特定の人が複数の会長職を兼務しており、「新たな協力体制」において、さらに役員を出すのは難しい。
 - ・ 「新たな協力体制」の役員会の形は様々考えられるので、既存の体制でも代替できる、あるいは既存団体が発展した体制とすることができると分かる記述を入れていただきたい。
 - ・ 「新たな協力体制」では、町内会・自治会が構成団体と連携するのではなく、町内会をベースとして町内会を中心にしていかないとコミュニティは成り立たないのではないか。

- 「第5章 行政からの支援」について
 - ・ 現段階で地域に関わっていない人たちに、ビジョンを共有してもらうための施策も必要である。
 - ・ 子どもが地域コミュニティに参加することは将来につながるもので、地域活動への参加の促進に当たっては、本人だけではなく、家族を含めるところが大事ではないか。
 - ・ 町内会加入促進が難しい特殊な地域もあり、そういう地域では、市の職員が町内会長、地区社協の会長等と一緒にあって未加入者への働き掛けができれば、加入率が増えると考えられる。
 - ・ 上部団体からの行事への参加要請が負担で、役員のみならず不足にもつながっており、やりやすい行事をすることなども、上部団体は考えていかなければならない。
 - ・ 若い人が住んでくれれば役員のみならずあるかもしれないが、若い人がいない地域もあることを認識し、若い人に定着してもらうための取組を考える必要がある。
 - ・ スタッフの確保が難しく、地区社協の拠点の整備が進んでいない。
 - ・ 市の補助金制度の統合などを検討する際には、運用する際に地域団体間で不満が出ないようにしていただきたい。
 - ・ 市職員が率先して地域活動に関われば、人材の確保や地域の現状を知ることにもつながるため、例えば、市の職員が町内会に入ることを推進したり、人事評価で地域活動を頑張った職員を評価する制度を考えてみてはどうか。
 - ・ 市の支援メニューは、制度改正等に応じて加除されると、より実用的である。

<第6回懇談会での主な視点>

○ 地域コミュニティの活性化に向けて

- ・ 行政に、地域コミュニティが人的資源や物的資源、文化や伝統などを有効に活用できるよう応援してほしい。
- ・ 行政は、まずこのビジョンで運用することを考えながらも研究は続け、各地域の実情に応じて進めてほしい。
- ・ 行政等の支援が、ビジョンで示す「総合的・組織横断的な支援」のように変わってほしい。
- ・ 町内会の方々をはじめ、市民にビジョンを理解していただかなければ、地域コミュニティの活性化は絶対進まない。
- ・ 地域団体の中心的な担い手は後期高齢者になりつつあり、団体の解散や活動休止との時間的な競争に入っている。ビジョンの広報では、市民に対し、地域社会の現況や課題をしっかりと問題提起してほしい。
- ・ ビジョンや町内会・自治会等実態調査の結果は非常に大きな成果である。これらを活用し、懇談会委員が持っているような危機感を、住民に伝えていく方法、進め方を考え、実行しなければならない。
- ・ 地域が町内会に加入してほしいと一生懸命思っていることを行政に理解してほしい。例えばごみステーションの利用のため町内会への加入を検討している人に対し、加入を助言してほしい。コミュニティについて議論するには組織をしっかりさせ、議論するメンバーも一部の人にならないようにしなければならない。
- ・ 町内会への加入促進や加入率を上げる取組は最優先の課題である。ビジョンをきっかけとして、地域の各種団体が、唯一の基本組織である町内会を支え、育てるという強い意識を持つ第一歩になるのではないかと期待している。
- ・ 地域コミュニティ活性化の議論に至るまでに、各地域で少なからず前兆があったと思われる。ビジョン策定を機に、地域と行政がより連携して意見を交わしながら進めてほしい。
- ・ 地域コミュニティの活性化において、人材不足は緊急の課題である。これまで紹介されたような取組を広く共有できる情報提供の場が設けられるとよい。
- ・ これからの地域コミュニティを考える上で、これからも防災・防犯が重要である。
- ・ 新たな協力体制の構築・運営の際、行政からの財源支援のお金が絡むと団体間で不公平感が生じやすい。進捗管理の透明性が大事であり、取り組んでいる団体の状況や課題解決の方法などを他団体が共有できる仕組みづくりが大事である。
- ・ その地域の役に立ちたいと関心を持つ地域外の人々を巻き込む仕組みづくりも必要である。
- ・ 今後は、コミュニケーション手段もデジタル技術を介したものが中心となる。地域社会の中で長年続けてきたことであっても残していくものと捨てるものを判断し選ぶ時代が来る。市民も行政にお願いだけをするのではなく、自らが地域とどう関わるのかなど覚悟を求められる。そうした市民が増えれば地域組織も変わってくる。行政には、市民を育てる社会教育の視点も重視してほしい。
- ・ 地域活動は楽しいという思いを次の世代に伝えることが大事である。今後の懇談会で、新しく、どんな人でも入っていけるコミュニティの構築についての考え方が提案されればよい。変化を恐れず、変化をしなければ次の時代は来ない。
- ・ 人口が少ない地域にも目を向けるなど、行政の姿勢についてしっかりと考えてもらいたい。今後の懇談会でビジョンの検証を進めるということなので、これに期待したい。
- ・ 今回の懇談会がきっかけとなり、新たな企画、人々の創意工夫やアイデアが出て、いろんな成功事例が次々と生まれてくることに大きな期待をしている。
- ・ 以前、他都市のコミュニティ活動を見学した際、行政と市民が一体になった取組に本当に関心した。我々の地域もそのように進めていきたい。
- ・ 高齢化が進むと、若い世代との連携がコミュニティの活性化の基本になる。地道に声を掛け一緒に活動していれば、必ず若い世代も参加するように変わる時期が来る。自分も変わらなければならない。

参考資料

- ・ 沖縄の「模合(もあい)」という相互扶助の仕組みに参加している方々は非常に明るく、地域も元気であると聞く。地域で世話をする立場の我々も、いろいろな事例を参考にしながら、ビジョンを実現できる地域となるよう取り組んでいきたい。
- ・ 主体的に話し合っ、決めて、働く、出資するという特徴を持つ協同労働が、地域の新たな協力体制という形の中や外でしっかり連携、協力していけるようにしていきたい。
- ・ 青年世代としても地域のコミュニティに関することをはじめ様々なことに連携し、一緒に頑張っていきたい。
- ・ 市・区社会福祉協議会は、地域団体連携の機運醸成を図る「地域団体連携支援基金事業費助成」を開始した。また、市・区社会福祉協議会の法人格統合により、法人運営事務の省力化を図り、職員が地域支援に注力できる体制とする。今後も市と連携し、地域コミュニティ活性化の一助となる役割を果たしていきたい。
- ・ 懇談会で話し合われたことに関し、本来、住民は皆当事者である。自分の問題であると捉えられるように、我々もNPOとして関わっていきたい。
- ・ 地域コミュニティは社会インフラであると考えてきたが、ある調査結果では、10～40代でそれに賛同する人は10%台であった。暮らしに求めるもの、地域に求める価値観が大きく変わろうとしている。行政だけでなく、地域の現場で暮らしを支えている懇談会委員の方々と一緒につくりあげたビジョンをスタートとして、つながることの楽しさや、地域で誰かと一緒に何かできることの楽しさを実感できるような活動を広めていきたい。